

# 大日本地震史料

卷之九

自天明三年七月  
至同六年二月

天明三年七月六日乙未、信濃國淺間山、去五月二十六日ヨリ盛ニ火ヲ噴キ、本月一日、火石ヲ傍近ニ雨ラシ、是日未刻ヨリ三日ニ涉リ、鳴動益強ク、砂石ヲ飛スコト雨ノ如シ、信濃、上野、武藏、伊豆、下總、陸奥等諸國、皆降灰ノ害ヲ被レリ、八日ニ至リ、更ニ泥岩火石ヲ北麓ニ崩潰シ、吾妻川ヲ塞ギ、續テ決潰シテ利根川ニ奔注セリ、沿岸ノ諸里落、之ガ爲ニ蕩盡セラレ、人畜ノ死傷セルモノ頗ル夥シ、

〔淺間山燒記錄〕

昨九日八ツ時頃より、江戸川水泥之様に相成、何方々流來候哉、根付之立木打折候様に相成、人家之道具材木、細々に相成、川一面に押流參申候、尤人之死骸、并馬等、是又切切に相見へ、夥敷流通候、夜五ツ時過に相成、流物相減申

候、夫々流止み申候、

右之通、東葛西郡金町村名主勘藏訴出申候、

七月十日

伊奈半左衛門

乍恐宿次を以、奉申上候、

一日光道中、幸手宿問屋、年寄共、奉申上候、東之方、字權現堂川、利根川之内に御座候、昨夜申之刻々、今九日晝八ツ時頃迄、家藏破損致候五六寸角之立柱四五尺位之丸太梁木、敷居、鴨居、戸板、貫、桁、其外臼、杵、重箱、桶、鉢、惣而家具之類、細々に碎け、四五尺廻りの生木之松杉之木、六尺を一丈位迄折れ、皮もすりむけ、本末ともにさくらのごとくに相成、川中六七拾間之川一ぱいに而、通船も難相成、夥敷流れ申候、此間十日之餘、一向雨ふり不申候川に御座候處、黄黒之泥水、急に三四尺相増申候、男女出家溺死之もの、是迄拾三四人、馬壹疋、川縁を流れ通り申候、川中之儀は何程流れ申候哉、相知不申候、右付、乗船仕見候處、馬之鞍に、上州群馬郡川島村と書付有之候に付、右之權現堂河岸に掛り候、上州藤ノ木河岸と申所之ものへ承り候へば、川島村は、湯治場伊賀保々貳拾里程も奥之由、無急度申聞候、右泥水故歟、鯉鱧鱸之類、浮上り、河岸に寄、夥敷手取に相成申候、

伊奈半左衛門御代官所

日光道中幸手宿

問屋

天明三癸卯年七月九日

文右衛門

年寄

仁右衛門

乍恐宿次を以、申上候事、

一先月末方々信州淺間山震動仕、燒砂降り申候儀、度々御座候處、去る五日夜中、厚さ五分程降り申候、別而六日之夜六ツ時々、夥敷降出し、夜中雷電大鳴、翌七日晝も闇夜のごとくに而、降通申候、其夜彌以大降に而、同八日晝四ツ時迄降申候、砂壹坪斗立候處、壹石五斗三升餘御座候、一升之砂、重さ四百三拾目御座候、田畑に降り候砂、厚さ五六寸御座候に付、作物一面に砂埋申候、右之間雨は少も降り不申候、八日八ツ時、利根川右之泥水流、大石火燃ながら打流、川中一面に燃立、陸へ押上げ申候、依之當宿五科宿廻り、谷川通路相止、日光通り往還相止り申候、三國通り同様に而、通路相止申候、乍恐宿次を以、御訴申上候、

日光御例幣使道

那須郡 玉村宿 群馬郡

問屋

天明三癸卯年七月九日

三郎次

年寄

庄右衛門

道中兩

御奉行所様

覺

中仙道

信州佐久郡

輕井澤

右宿之儀者、淺間山麓に而御座候處、去月廿九日々、淺間山大燒、震動雷電夥敷、家居鳴動強、追々立退候處、當月七日夜四ツ時頃々、大石夥敷降懸り、年寄又八と申ものゝ屋根に、右石之火之玉落懸り、即時に燒上り、夫々四ヶ所へ一圓に燒上り、一宿不殘燒失仕候趣に御座候、名主六右衛門と申者父子、水帳其外御用書物等取出度、身命限り相働き、外へ取出候處、かぶり候竹笠の座へ、兩度大石落懸り、相倒れ申候、漸起上り逝去候處、孫右衛門孫女、下女壹人、何方へ參り候哉、夜中之事故、相知不申候、定而石に被打相果候儀と奉存候旨、六右衛門申候、

中仙道佐久郡

沓掛村

追分村

右兩宿之儀も、淺間山麓に而、前書之通、輕井澤宿同様之大變に相聞候得共、宿中不殘何方江逝去候哉、彼地陣屋江、一向否哉不申出候間、様子相知不申、手代共差遣見分仕候儀も、相成不申候、

中仙道

上州碓氷郡

板鼻宿

右宿を訴出候者、五月廿八日、六月廿八日、當月五日、淺間山焼出候灰、霜程降り候處、七月六日暮時々、同八日未刻迄、晝夜共震動雷電仕、晴間もなく石砂降り申候、七日午刻々申刻迄、二時半程之内、闇夜のごとく、行燈に而用事相達申候、凡石砂壹尺壹寸程降り積り、吹溜りは壹尺四五寸有之候、倒家之分、御傳馬役相勸候もの二軒、其外表家、小屋、數多押潰申候、御田畑作毛者不及申、青草無之、差當馬飼料無之、難儀仕候趣、訴出申候、  
右私御代官所、中仙道信州上州四ヶ宿、此度淺間山石砂降り、就中、信州三宿之儀者、退轉同前に相成候趣に御座候得

共、今以焼出、靜り不申候間、彼地江手代共見分罷越候儀も相成不申候、追而委細相糺可申上候、先大概御届申上候、

御代官

遠藤兵右衛門

卯七月

覺

私御代官所、上州群馬郡川島村、北牧村を訴出候者、同國吾妻川通、去る八日四ツ時山津浪に而、泥岩火石等夥敷押出し、川島村を空御關所、北牧村家居、田畑共、不殘流失仕候、尤山手に少々家居相殘候迄に而、流死人數相知れ不申候、存命之もの、若有之候歟も推察仕候迄に而、萬一農業、又者秣蒔に罷出候ものは、相殘候哉も相知不申候、縱令相殘罷在候もの迎も、當時渴命及び申候より外者無之旨、注進申出候、右川通村々、いかゞ可有之哉、押計存候旨申之候、早速手代差遣見分爲仕、追々可申上候得共、右之段御届申上候、

御代官

原田清右衛門

卯七月

上州村々山津浪に而流失仕候趣御届書

震災豫防調査會報告第四十六號

甲

私御代官所、上州吾妻郡、群馬郡村々、山津波之趣、先達而

御届申上候處、又候追々訴出候者、當月八日四ツ時、信州

淺間山拔、津波に而泥水大岩大石等五六丈程高く上り、黒

雲のごとく相見へ、右之内に火煙相立、熱湯のごとく夥敷

押出し、淺間山○甲子夜話、山ノ下ニ近邊ノ二字アリ、并吾妻川通村々、流死人數

者不相知、田畑家居等流失仕候旨、右之内も村中不殘流失

仕候も有之段、近村々々訴出申候、若農業等に而宅出仕候

ものは、相残り可申哉難計由申候、縦相殘罷在候共、及渴

命候より外者無之候旨、右體之儀故、道橋等通路無之、巨

細之儀難相分段訴出申候、依之早速手代差遣、爲致見分、

委細之儀、追々可申上候、先右之趣御届申上候、○甲子夜話所コノ下ニ「尤右之趣御取箇方エモ御届申上候」トアリ、

卯七月

原田清右衛門

○甲子夜話、宛所ヲ「御勘定所」ニ作レリ、

人別家居田畑津浪訴出候分、

吾妻郡

箱島村、五丁田村、三島村、鎌原村、大前村、原町、高城村、(市カ)

群馬郡

南牧村

高六百石餘、

川島村、江戸々三十一里、

高八百石餘、北牧村同 三十七里、

一御小納戸伊丹雅樂之助知行所、信州佐久郡今沼村々、追分

之方一里半、横幅二十八町餘之所、七月四日朝五ツ時

頃、雷之音いたし、地面崩れ落入申候、其跡々煙立登り、夥

敷御座候故、近村々驚き、二十三ヶ村逃去り申候、作物并

竹木も枯申候、

○下文、甲子夜話ニハ「久松筑前守知行所ヨリ訴出候書付」トアリ、

一私共村々之儀、信州境淺間山十三四里之道法に御座候處、

當春中々度々焼出、灰砂是迄降り候得共、差而差支も無御

座候、然る處當七月五日夜より焼音夥敷、風雨も一向無御

座候得共、鳴動夥敷、大山も崩れ候程之響、虚空共鳴渡り、

八日夜明頃に相成候得共、晝夜之無差別、八日朝迄砂灰降

候處、四ツ時頃に而可有之候哉、燒石雨の如く降來り、震

動相止不申候、八ツ時過頃々、泥雨に相成、其匂ひ甚悪く、

食事等も給兼候程の儀に御座候、泥砂利凡一尺餘降り積

り、同日夕方に至り、漸鳴動相止申候、中里村之儀者、同斷

之内三里程も山遠に御座候に付、降積り候所、五六寸程に

御座候、尤田畑も無差別退轉同前之趣、十方にくれ罷在

候、立木竹藪は不申及、野山に青もの一向無御座候、(時カ)當然

馬之飼料に差支、甚だ難義至極之體に罷成候、其上田畑灰

砂片付候而も、今年間に合候趣に者不奉存候、甚歎ケ敷奉  
存候、同日晝時迄者家出仕候儀難相成、御願申上候儀も難  
仕、無是非面々家之内に寄合、經文を讀、觀念仕罷在候仕  
合に御座候、何分にも早々御見分被成下、露命取續、惣百  
姓一同農業渡世相成候様、幾重にも奉願上候、以上、

上野國碓氷郡

下磯邊○夜話、部ニ  
作ル、下同ジ、村

名主

其三郎

與頭

助右衛門

百姓代

又兵衛

同國同郡

上磯邊村

名主

茂右衛門

與頭

市兵衛

百姓代

佐市

同國同郡

中里村

名主

小右衛門

與頭

常右衛門

百姓代

源六

久松筑前守様

須藤傳右○夜話、左  
作レリ、衛門殿

田村卯○夜話、宇  
作レリ、右衛門殿

一信州淺間山、去月下旬を燒候趣に而、當月に至り、別而強  
相成り、私在所上州七日市領江、折々燒砂降り候處、同六  
日夜中々甚震動強、燒砂燒石降り、翌七月朔日々震動不斷  
相聞、燒石砂降積、同日夜に入彌強相成、所に寄り五六寸  
も積り候旨、同日晝時分を闇夜のごとく相成、震動相止不  
申候段、在所家來共々申越候に付、先此段御届け申上候、  
猶又追々相糺可申上、以上、

七月十一日

前田右近

## 御普請役

## 大西榮八郎咄之趣

七月十日七ツ時、江戸出立、千住通りをいたし、江戸川を上之方江罷越候處、川通り流來候死骸雜物等、葭萱小笹杯に引掛り、所々に有之、猶川通を利根川中瀬迄參り、是方中仙道高崎宿江罷越、澁川村江參り候、此所者江戸々卅里餘有之、上州吾妻川、利根川江落合候處に御座候右落合之近邊、川前後共、眞黒成泥一面に置、深さ八九尺々一丈位迄有之、吾妻川之水は赤く候得共、利根川は水清み候而流來り、吾妻川落合候而は、兩水一同に流候故、混じ候而水色赤く御座候、澁川村は、人馬怪我無之、家居無別條、田畑江泥水おし入候而已に御座候、右泥水押來候節の様子、相尋候處、去る六日々震動仕、八日には別而強く、大雷に而、雨は降り不申、晝も暗夜の如く、一向物のわかち相知れ不申、燈火に而、漸用事相辨候體御座候、八日晝時頃、山手之方々眞黒なるものゝ中に、火の如くびか〜光り候もの押來り候故、是は龍杯の通り候哉と驚轉仕、表へ出見候に、押參り候事至て早く、直にどつと流れ參り、川筋一面に眞黒成中に、火燃へながら、押通し申候旨申聞候、夫々金井村へ罷越候處、澁川村同様之儀に而、申口も同様に御

座候、南牧村は家居二十二間、不殘流失仕、高九十八石餘之處、泥水押、人別百壹人之内、五人流死仕、杵之橋、當春御普請有之候處、流失仕、御關所、并番所共流失仕、御關所番人は、諸書物取集候而逃候而存命之由、及承候段申聞候、北牧村は吾妻川向に付、泥水に而川を渡候儀難相成候故、罷越不申、南牧村に而様子承候處、家居百六七十軒有之、人別七百人程も御座候得共、家居一向不相見、右村之もの見掛け候儀も無之、必定不殘流失仕候儀と存候段申聞候、河島村高六百八十四石之所、五百八十石餘泥押、人別七百五十人之内、百十四人流失、馬二十八疋流死仕候、助り候ものゝ内にも、泥水押掛り、家居流れ候に取付、又は戸板やうのものに取付き、八里程川下迄流れ、漸上候ものも有之、又者二里三里位流れて、上り候ものも御座候、多分は山江逃行候而助り候、同村名主兵右衛門儀者、諸書物等を風呂敷に包、脊負候而、山にげ行可申と存候所、泥水押懸來り、足踏留めがたく、十五間程押流され候處、竹藪之御座候に取付候而、漸助り申候得共、脊負候風呂敷包は、流失仕候、家内八人之内、三人は助り、五人は流死仕候、家居も流され、物置許り残り申候、泥水は暖に湯の如くに而、押流るゝ事は矢の如く早く御座候段申聞候、祖母

島村者、家居二十七間流失仕、流死人數未取調不申、村に  
 販り集候もの、至而少く御座候旨申聞候、吾妻川向通之儀  
 者、渡船不相成候に付、罷越がたく、祖母島村を川上之方  
 も、一向泥水に而、中々往來難成體に付、川筋三十八ヶ村  
 之様子、一向相知れ不申、前書村々之もの共へ、泥押の節、  
 川上々家居又は人馬等流來候哉之義、相尋候處、其節之  
 儀、暗夜同前に御座候故、村内之流失之儀も、一向相辨不  
 申候段申聞、川上村々之様子、存候もの無御座候、此邊々  
 澁川村邊迄、(通カ)川道泥押之場、所々に貳間に九尺位、又は貳  
 間三間位之石、所々に有之、其外一間四方位之石者、夥敷  
 有之、石之性堅く候而、燒石體には相見わ不申候得共、十  
 五日迄は、右石に而たばこ吸付候へば、火出候處、只今に  
 而者、火氣退候か、左様には無之候へ共、雨ふり候へば、石  
 を煙立候旨申聞候に付、今十八日水かけ見候に、暫くあり  
 て黒くもり立、石面凹き所に溜り候水は、湯に相成、石に  
 は手も不被付程に熱く相成申候、石之缺候所には、黄色に  
 硫黄出有之候、惣而此邊根付之立木、さくら(けふカ)の如くねち切  
 たるやう成、三間又は二間位の松杉槻等之本、泥中に夥敷  
 御座候、見請候體に而者、泥押之場所は勿論、近邊田畑石  
 砂降り候而、作付可申體に相見不申候、泥水押し出し候

天明三年

所、何方々參り候哉と相糺候處、信州淺間山燒候而、泥水  
 押し出候趣に、風説仕候段、申聞候、此邊々淺間山迄は、十四  
 五里も可有之旨、尤淺間山迄の間に、吾妻山、大笹山等有  
 之、何れを押し出し候哉、耽と承り定候儀者無御座候、以上、  
 卯七月廿七日  
 大西榮八郎咄し  
 右者、七月十日、東葛西領金町村、并日光道中幸手宿々、江  
 戸川通、利根川通、流死人馬、其外家居家財竹木等、夥敷流  
 來候旨、注進有之候に付、川通見分被差遣候御普請役、販  
 府之節、物語に候、尤繪圖面別紙に有之、○本書、コノ繪  
 圖ヲ逸セリ、  
 淺間山燒に付見分覺書、  
 天明三卯年八月、淺間山燒に付、村々起返等、見分目論見御  
 用被仰付、同廿八日、掛御勘定組頭、御勘定方支配向、一同出  
 立、板橋宿々中仙道通高崎宿迄罷越、先此度一件之内、吾妻川  
 通りは、死失之者も多く、荒地も不少由故、利根川通々吾妻  
 川通兩縁之村々、致見分候處、兼而及承候々、大造之儀、一通  
 りに承候而者、疑敷存候程之儀に有之候、併江戸表に而聞及  
 候々は、左程にも無之旨存候事も御座候故、廻村之節、及見  
 聞候事共、相調候處、書面之通に御座候、尤見及候儀は、相違  
 無之候得共、承及候趣者、其土地百姓共之偽も可有之哉、此  
 儀者不相知候得共、承候に任せ、相認申候、

三九七

一利根川通五料御關所之邊者、川幅狭く、五料宿、柴宿者、人家軒口、或桁際迄押埋、既に五料御關所も桁際迄、泥に而埋り、民家之土藏、或二階作り之家者、其儘二階之窓に、往還を入候に、窓之方低相見、五料宿古義眞言宗常樂寺に、新敷門有之所、泥に埋り候に付、掘起候故、改候處、泥置之丈一丈六尺餘有之候、尤右者川幅狭き故にも可有之哉、右川上不殘、右様之家居泥埋りに成候儀にも無之候、

一川通江押出候石之儀、私見分之節者、最早火氣無之候得共、八月中旬頃迄者、大石之分者、水を懸け、或雨降候節、煙立候由、先達而見分之面々申聞候、尤押出候砌は、何れも川内に而者燒居候旨、百姓者勿論、御代官手代も申之候、尤吾妻川、利根川之内、川原兩縁之田畑内江押出候火石之儀者、何れも小き分三四尺廻りに而大之分は五間四方、或者三間四方有之、別而群馬郡中島村川原江押揚候火石は、高二丈餘、長九間、横八間に而當時三つに割れ有之候、尤右躰之大石、淺間山右邊迄は、川丈三拾里と申に而、其外之大石逆も、右體川下迄參候と申儀、疑敷程之儀に御座候得共、此度見分仕候處、少々之澤水出候川筋には、餘程高き所迄も、火石走り込、全火之籠候石故、水氣有之所に者、水火相激候而、走候儀と存候由、老人共何れ之村々に而も

申之、見分仕候處、無相違相見申候、  
一江戸に而雜談申候には、泥之高さ十丈程押候由及承候、是等之儀難取用儀と奉存候處、吾妻川通山奥は、兩岸屏風を建候如き岩に有之、當時右岩并山岸之松には、泥押之跡相残り有之、當時吾妻川の水面方は、十丈其餘も有之、右體之場所を察し申候儀と奉存候、

一此度淺間山燒に而、右之通泥石等、吾妻川并利根川に押開候儀、何れも涌出候哉之段、右起立之儀承糺候得共、淺間絶頂に有之、俗に御鉢と唱へ候所より、涌こばれ候儀にも可有御座、又者中ふく吹破候とも申候、何れとも取詰り候儀も不相分、其砌は命を失ひ不申様、取急ぎ候而逃退候を、專一に存、悉く見留め不申段申之候者多く、此段全く實事と相聞候、淺間山右北裏に相當り、御巢鷹山御留林有之、右御林、淺間麓右長三里程打續、右御林添、此度一村不殘位退轉致し候、上州吾妻郡鎌原村、吾妻川を隔候中居村に而同村組頭清太夫、百姓代幸右衛門と申者に承候處、七月六日朝方夕迄、淺間山上右火之上り候事、三丈程に相見、七日夜方八日朝迄は、五六丈も上り、右火之内、火石に候哉、四方に飛散り、雨之如くに降候様子に有之、尤中居村より淺間迄は、凡六里程も差渡しに而可有之所、煙之内に



倭位之もの飛散候様子に有之、尤七日は大地も動候程に震動いたし候所、八日四ツ過に、嚴敷雷の如く一ツ大鳴致し候故、如何成事哉と存候内暫震動相止み候處、黒雲山の如くに押來候故、泥とも不存、何れも逃退候得共、逃後れ、又者逃場不宜者は、人馬共流死致し候由、尤右黒雲之内、稻妻の如く光候由、右は火石飛上り候事と存候由申之候、且又淺間山を鎌原村、狩宿邊之間御林は、當時過半押拂ひ、廣々たる空原相成、尤少々木立相見候得共、右場所迄は、今以火氣有之、難罷越故、相分不申候、尤御林之儀者、御林帳にも反別木數不相知と認有之由、大概右御林下原地之儀者、六里程有之故、六里が原と唱へ、大笹村、狩宿邊々、沓掛宿江往來之由申之候、

右之通に而、吾妻川之儀者、南は吾妻郡大笹村々、群馬郡阿久津村迄、北者吾妻郡大前村々、群馬郡白井村迄に而、同村に而利根川江落合申候、此度見分いたし承糺候趣共、左之通に御座候、

吾妻川通南縁

原田清左衛門御代官所

上州吾妻郡

高貳百八石餘、

大笹村、

内貳石餘

泥砂火石入荒、

此村方、吾妻川南縁川上淺間山麓に而、信州往來に有之處、當七月泥押之節、畑少々泥入に相成候迄に而、人馬其外別條無御座候旨、村役人共申之候、

一大笹村御關所壹ヶ所

別條無之、

同斷

同斷

高三百三十貳石餘、

鎌原村、

内三百貳十四石餘、

泥砂火石入荒、

人別五百九十七人、

内四百六十六人、

流死、

殘百三十一人、

男女小供共、

家數九十三軒、

不殘流失、

馬二百疋、

内百七十疋、

流失、

此村、淺間山麓に而、信州往來馬繼村に有之候所、當七月泥押之砌、一旦に押拂、名主組頭も不殘流死、百姓代一人相残り、残り人數百三十一人之儀も、三十八人は、他村へ奉公に罷出、残り九十三人之儀は、親夫妻、或子供流死いたし、家内相揃候者は一人も無之、御代官所同郡干股村名

主小兵衛と申者、泥押之節、残りし者引取、介抱仕、小屋掛補理遣、是迄少も無懈怠、日々米麥等致合力、尤小兵衛取計ひに而、生殘候者共九十三人を、不殘一類に相極、夫無之ものねは、妻を失ひ候者を取合せ、子を失ひ候ものねは、親を失ひ候者を養の積りに取極、當時三間梁に、桁行十間之小屋一ヶ所相建、圍爐裏四ヶ所仕付、二間半梁に十間之小屋は、馬屋物置口積り拵住居致し、谷間々の少許りの出水を溜、呑水に仕、夫食拜借、誠に御手當之力を以、當日を暮し罷在候、

一火石

十八間四方、

一同

長二十間、  
横十三間、  
高さ二間、

此火石、當時も焼有之、割目江は硫黄吹出し、近邊江硫黄香強く致し候、

吉田大膳知行所

上州吾妻郡

高百六十二石餘、

蘆生田村、

内百五十一石餘、

泥砂火石入荒、

人別百八十三人、

内十六人、

流死、

家數四十三軒、

不殘流失、

馬四十三疋、

不殘流失、

此村、淺間山麓に而、不殘押拂ひ、所々山之内小屋懸いたし罷在候旨、村役人申之候、

右同人知行所

同國同郡

高百四十三石餘、

小宿村、

内九十八石餘、

泥砂火石入荒、

人別二百九十八人、

内百四十九人、

流死、

家數六十軒、

不殘流失、

馬八十一疋、

内七十疋、

流失、

此村方、右同斷淺間山近くに而、一村不殘押拂、禪宗常林寺、諸堂山門不殘流失、出家二人、召仕四人流死、其外鐵炮三挺、板橋、土橋に而八ヶ所流失致候旨、村役人共申之候、

原田清右衛門御代官所

同國同郡

高七十三石餘、

川原湯村、

内六十四石餘、

泥砂火石入荒、

人別七十四人、

內十四人、流死、

家數三十一軒、

內十九軒、流失、

馬十七疋、

內十一疋、流失、

此村方、吾妻川附山手之方に居村有之所、左右共高山に而、川幅狹候に付、山畑江泥押上、天台宗不動院一ヶ寺流失致し、尤此村方温泉有之候所、湯坪別條無之旨、村役人申之候、

遠藤兵右衛門御代官所

上州群馬郡

高四百三拾四石餘、

祖母島村、

內四十石餘、泥砂火石入荒、

家數百貳拾軒、

內貳拾七軒、流失、

馬七十六疋、

內一疋、流失、

此村方、吾妻川附に而、是迄者杢橋掛直等之節者、此村方川向小野子村江船渡に致し、三國往來爲致候場所に付、遠藤兵右衛門支配に而、口留番所一ヶ所有之所、別條無之、

尤山附村之儀に付、泥押之砌、山手之方江邊上り、人別無難に而有之旨、村役人共申之候、

原田清右衛門御代官所

同國同郡

高六百八十石餘、川島村、

內四百八十六石餘、泥砂火石入荒、

人別七百六十八人、

內百十三人、流失、

家數百六十八軒、

內百二十七軒、流失、

馬百壹疋、

內二十八疋、流失、

此村方、吾妻川附に候處、泥押之砌、一村過半流失、天台宗寶昌寺、本堂庫裏諸堂流失、其外御林一ヶ所、不殘流失、泥押之節、相流し候者之内、百姓武七、歲四十五、同人悴伊八、歲十一才、百姓半兵衛娘ふき、歲廿四才、百姓善右衛門、歲五十五才、同人弟忠右衛門、歲四十六才、同人悴松次郎、歲廿才、百姓九兵衛娘げん、歲十七才、百姓伊兵衛母はつ、歲五十三才、百姓治助妻はつ、歲五十才、りん、年六十才、川路三里程下利根川之内、松平大和守領分中村に而

取上げ、百姓九郎兵衛妻くに、歳十九才、川路八里餘下、同川之内、酒井駿河守領分柴中町に而取上げ、百姓半兵衛、歳五十四才、百姓庄左衛門、歳三十六才、川路四里餘下、同川之内、松平大和守領分川原島村に而取揚げ、百姓安兵衛、年五十三、同川通六里程下、松平大和守領分惣社町に而取上げ、百姓源六伴寅松、年三十五才、川路九里程下、同川之内、遠藤兵右衛門御代官所戸谷塚村に而取上げ、百姓源兵衛妻なつ、歳四十才、名主娘ひやく、年廿四才、同川通六里餘下、松平大和守領分深原村に而取上、百姓藤右衛門、年四十八才、川路六里餘下同川之内、松平大和守領分實正村に而取上、百姓藤右衛門伴儀七、年廿七才、一里餘下、吾妻川通之内、辻六郎左衛門御代官所金井村に而取上、夫々相送り候旨、村役人共申之候、

原田清右衛門御代官所

上州群馬郡

高九十八石餘、

南牧村、

内七十石餘、

泥砂火石入荒、

人別百一人、

内五人、

流死、

家數二十四軒、

不殘流失、

馬八疋、

不殘流失、

此村方、三國往來に有之所、當七月川通泥押之砌、田畑家居不殘流失、杵御關所一ヶ所、刎橋一ヶ所流失、殘九十六人相助り候者、住居無之、隣郷金井村に而、世話致し罷在、當時夫食御手當之力許に而、相凌罷在候旨、村役人申之候、

同川通北縁、

原田清右衛門御代官所

上州吾妻郡

高百五十一石餘、

大前村、

内九十石餘、

泥砂火石入荒、

人別四百五十二人、

内二十七人、

流死、

家數八十一軒、

不殘流失、

馬四十疋、

内四疋、

流失、

此村、淺間山近く南に請、七月中泥押之節、鎌原方一旦に押來候場所に而、一村家居不殘流失、川上之方に有之家居者、逆に押上候由、

古田大膳知行所

同國同郡

高五十一石餘

西久保村、

內二十四石餘、

泥砂火石入荒、

人別百六十人、

內五十四人、

流死、

家數四十軒、

不殘流失、

馬四十一疋、

內二十九疋、

流死、

此村右同斷、

原田清右衛門御代官所

同國同郡

高二百五十八石餘、

羽根尾村、

內百七十九石餘、

泥砂火石入荒、

人別二百五十三人、

內二十七人、

流死、

家數六十三軒、

不殘流失、

馬二十七疋、

內十三疋、

流死、

此村右同斷、

伊丹雅樂之助知行所

同國同郡

高八十四石餘、

坪井村、

內二十五石餘、

泥砂火石入荒、

人別百四十人、

內八人、

流死、

家數三十軒、

內二十一軒、

流失、

馬三十疋、

內十八疋、

流失、

此村方、左右山高、泥押揚強、一村不殘押拂候旨、村役

人共申之候、

原田清右衛門御代官所

同國同郡

高二百五十二石餘、

長野原村、

內二百一石餘、

泥砂火石入荒、

人別四百二十八人、

內百五十二人、

流死、

家數七十一軒、

不殘流失、

馬三十六疋、

不殘流失、

此村方、田畑者勿論、居屋敷迄不殘押拂、他所江罷出候者

震災豫防調査報告第四十六號

甲

は格別、多分流死も有之、帳面其外高札四枚流失、字琴橋、長十二間、一ヶ所、字須川橋、長十二間、一ヶ所、外に雲林寺、大學寺、地藏堂、大日堂、荒神之宮、其外小宮不殘泥押に相成、當時相殘候者共は、山手之方江小屋懸致、罷在候旨、村役人共申之候、

原田清右衛門御代官所

同國同郡

高百三十四石餘、

横屋村、

内九十八石餘、

泥砂火石入荒、

人別百三十四人、

内九人、

流死、

家數三十五軒、

内二十四軒、

流失、

馬二十疋、

内十二疋、

流死、

此村方、川通泥押之砌、田畑家居は勿論、其外諸書物共、不殘流失、右村方隣村川原畑村迄、道程一里程之峠に而、中段に道切開、通路致來候處、右村左右山高、川幅狭き故、拾丈餘も高く泥火石押上げ候に付、有來道筋脱落、通路不相成候に付、村人歩を掛、漸峯通、又は山中段、漸道幅

一尺位切開、一人立に而通路は致候得共、馬駕籠往來難成、殊信州江の往來故、米穀附通り候道筋、右體難所に相成候に付、信州方の米穀通路無之故、致難儀候旨、村役人共申之候、

原田清右衛門御代官所

同國同郡

高二百九十六石餘、

松尾村、

内百七石餘、

泥砂火石入荒、

人別四百五十四人、

内三人、

流死、

家數百十六軒、

内六軒、

流失、

馬五十二疋、

内二疋、

流死、

此村方、泥押之砌、鴈ヶ澤橋、長八間、一ヶ所、流失仕候旨、村役人共申之候、

同人御代官所

同國同郡

高二百二十二石餘、

郷原村、

内二十石餘、

泥砂火石入荒、

此村方、人馬家居共、別條無之、字長須橋、長十六間半、一ヶ所、流失仕候由、村役人共申之候、

原田清右衛門御代官所

同國同郡

高九百二十石餘、

原町、

内百二十八石餘、

泥砂火石入荒、

家數二百二十九軒、

内二十四軒、

流失、

此村方、人別別條無之、御普請所刻橋二ヶ所、流失仕候旨、村役人共申之候、

同人御代官所

同國同郡

高七百十一石餘、

中ノ條町、

内百三十石餘、

泥砂火石入荒、

此村方、泥押之砌、字山田橋、長十六間半、一ヶ所、流失致候由、村役人申之候、

同人御代官所

同國群馬郡、

高八百六十石餘、

北牧村、

内四百九石餘、

泥砂火石入荒、

人別七百三十六人、

内五十二人、

流死、

家數百七十一軒、

内百三十五軒、

流失、

馬七十九疋、

内六十疋、

流死、

此村方、三國往來に有之候所、泥押之砌、田畑家居共、川附之分、過半流失、寺社三ヶ所、高札四枚、四季打鐵砲三挺、水車三ヶ所、流失仕、泥押之砌、相流れ候者之内、百姓又市女房、年三十九才、川丈一里程下、松平大和守領分八崎村に而取上、百姓仙藏妹やす、年八才、川丈六七里下、利根川之内、松平大和守領分六供村に而取上げ、百姓次郎左衛門女房、年四十八才、是は川丈十里餘下、利根川之内、酒井駿河守領分田中村に而取上、組頭源左衛門、年六十七才、川丈一里程下、松平大和守領分下八崎村に而取上、百姓喜兵衛悴源之助、年廿一才、川丈五里程下、松平大和守領分惣社町に而取上、組頭清左衛門飼置候馬一疋、川丈七八里下、利根川之内、酒井駿河守領分中島村に而取上げ、夫々江相送候由、村役人共申之候、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

利根川南縁

遠藤兵右衛門御代官所

上州群馬郡

高五百四十九石餘、

澁川村、

内二十九石餘、

泥入荒、

小笠原三右衛門知行所

同國同郡

高千二百二十八石餘、

同村、

内百十七石餘、

泥入荒、

此村方、利根川附に候處、居村山手之方に有之候故、泥押之砌、人別家居馬共、別條無之、田畑許泥入に相成候旨、村役人共申之候、此村地内方利根川と唱へ申候、

松平大和守領分

上州群馬郡

高三百十七石餘、

中村、

内二百四十二石餘、

泥砂火石入荒、

人別四百十八人、

内二十人、

流死、

馬三疋、

流死、

萩原鐵太郎知行所

同國同郡

高二十二石餘、

同村、

内七斗餘、

泥砂火石入荒、

家數六軒、

内四軒、

流失、

此村方、利根川附三國往來に候所、泥押之砌、川附之家居、不殘流失、寺一ヶ所流失、百姓藤兵衛家、村中に有之候處、丈夫成家作二階附に而流留り、二階下迄泥埋に相成、右家に而男女六十人餘、馬三疋、二階之中に而相助候由、村役人申之候、

堀數馬知行所

上州群馬郡

高八百五十七石餘、

半田村、

内二百八十七石餘、

泥砂火石入荒、

人別七百八十七人、

内九人、

流死、

家數百九十一軒、

内四十二軒、

流失、

馬四十一疋、

内五疋、

流死、



此村方、利根川附に而、三國往來に有之候所、川附之分、不  
殘押拂、其外泥埋に成候家居多く有之旨、村役人共申之  
候、

一上州群馬郡御料、私領、組合、字植野堰用水路之儀、年々松  
平大和守懸りに而、御普請仕立候所、七月中泥押之砌、利  
根川方水門迄、凡長千間余之所、不殘押埋候に付、用水堰  
揚口模様替不致候而者、用水路付方無之旨、組合村々申之  
候、

松平大和守領分

同國同郡

高千百五十石餘、

漆原村、

内二百五十石餘、

泥砂火石入荒、

家數二百四十五軒、

内七軒、

泥入、

此村方、居村は臺附多く、人馬別條無之、泥押之砌、川筋流  
通候者、原田清左衛門御代官所、上州吾妻郡川島村十兵衛  
娘、泥之中方引上、養育いたし、右村方へ引渡候由、馬二疋  
流來候間、取上、川島村方尋來候に付、相渡遣候由、村役人  
共申之候、

松平大和守領分

高五百六十石餘、

同國同郡

植野村、

内二斗餘、

泥入、

此村方臺附に而、人馬家居、別條無御座、泥押之砌、原田  
清右衛門御代官所、南牧村百姓一人、北牧村百姓一人、地  
先江流來候間、村中相懸り、取上候處、火石に當り、(疵カ)  
無之に付、醫師を懸け、藥用爲仕、夫々江送り届候由申之  
候、

遠藤兵右衛門御代官所

同國同郡

高二百五十石餘、

中島村、

内二百十石、

泥入荒、

家數五十七軒、

内三十四軒、

泥入、

此村方、利根川附に而、川筋曲り強、一旦に押來候泥、一村  
不殘押揚泥入、家居之分は、軒口、又は二階下迄埋、當時小  
屋掛、又は二階に相住申候、尤人馬別條無之由、村役人共  
申之候、川原内、九間に八間、高さ二丈餘之火石、三つに割  
れ、押揚有之候、

松平大和守領分

震災豫防調査報告第四十六號

甲

高四百七十一石餘、

上州那波郡

内四百三十石餘、

五料 沼上村、  
泥入荒、

家數二百四十六軒、

内<sup>三十軒、</sup>  
<sup>百七十軒、</sup>

流失、  
泥入、

馬五疋、

流死、

此村方、利根川附に而、日光 例幣使往還宿場に候所、利根川七分は八斗島、戸谷塚村之村江相添、三分川、村前を相流れ候所、泥押之節、利根川本川七分の方、泥に而長千間餘押埋、平地之如くに成、三分川の方、本利根川と相成候内、押揚泥に而、家居押埋、尤五料御關所之儀も、右同様押埋、往來難成旨、村役人共申之候、

寛門三郎

古田彌三郎 知行所

吉良三次郎

武州兒玉郡

高六百九十七石餘、

新井村、

内二百十九石餘、

泥入荒、

家數百七十軒、

内四十二軒、

泥入、

馬十八疋、

内三疋、

泥入死、

此村方、鳥川通川附村に候所、利根川泥押之砌、田畑家居共、泥押上げ候由、人別別條無之旨、村方之者申之候、

諏訪七左衛門 知行所  
高城孫四郎

武州賀美郡

高三百三十九石、

八丁川原村、

内二百六十一石餘、

泥入荒、

家數百九十六軒、

内<sup>十三軒、</sup>  
<sup>四十七軒、</sup>

押潰候分、  
泥入、

此村方、右同斷、

松平大和守領分

上州那波郡

高八百二十四石餘、

川井村、

内四百三十四石餘、

泥入荒、

家數百五軒、

内三十四軒、

泥入、

此村方、右同斷、

長谷川太郎兵衛知行所

武州榛澤郡

中瀬村、

此村方、利根川附に有之候得共、見取畑之内、少し許泥入候迄に而、人馬家居、別條無之、此度泥押之儀、南縁は、此村方迄に而、川幅等も廣く、流末村々、別條無之旨、村役人共申之候、

利根川北縁

松平大和守領分

上州勢多郡

高九百六十七石餘、

上八崎村、

内五十六石餘、

泥入荒、

同人領分

同國同郡

高四百二十石餘、

下八崎村、

内十五石餘、

泥入荒、

此二ヶ村、利根川附に候所、居村は臺附に而、人馬家居等別條無之旨、村役人共申之候、

同人領分

同國同郡

高六百七十五石餘、

田口村、

内百九十二石餘、

泥入荒、

家數九十六軒、

内<sup>二十九軒、</sup>十五軒、

<sup>流失、</sup>泥入、

此村方、人馬別條無之旨、村役人申之候、

一上州勢多郡御料、私領組合、廣瀬、桃木兩堰之儀者、利根川を堰揚、用水引來候處、當七月泥押之砌、用水堀堰口方下、凡長二千間餘之所、平地の如く押埋り、用水懸り方不宜候に付、堰上場模様替致し度趣、組合村々申之候、尤右普請之儀者、前々方松平大和守懸りに而相仕立、大造成普請所に<sup>有之候、</sup>

同人領分

同國同郡

高四百九十一石餘、

關根村、

内九十石餘、

泥入荒、

家數八十五軒、

内<sup>二十軒、</sup>四軒、<sup>流失、</sup>十七軒、<sup>潰家、</sup>泥入、

此村方、利根川附に而、家居は泥入に相成候得共、人馬別條無之旨、村役人申之候、

一前橋古城圍字柳原土手之儀、利根川一旦に突當、城地其外町圍土手共に、缺所に相成、水剝瀨堀等不致候而者、川瀨可相直様無之に付、此度普請積り、品々勘辨仕候場所に御

震災豫防調査報告第四十六號

甲

座候、

松平大和守領分

上州那波郡

高六百八石餘、

上福島村、

内百八十六石餘、

泥入荒、

家數百一軒、

内二十四軒、  
二十五軒、

流失、  
泥入、

馬二十一疋、

内一疋、

流死、

此村方、北國筋脇往還に而、此村の高崎宿、玉村、前橋、伊勢崎町、柴宿邊江、繼立場に御座候處、利根川泥押之節、家居流失、又は泥入等に相成、其上當村地内に而、福島口留番所有之候處、利根川を泥押上候砌、御番所并圍等迄、不殘流失、往來難成、殊渡船場に候處、利根川濬筋渡し場江突當、渡船難成に付、水刳等、品々勘辨仕候場所に御座候、

酒井駿河守領分

上州那波郡

高七百三十石餘、

柴宿、

内三百八石餘、

泥入荒、

家數百四十軒、

内二軒、  
六十九軒、

流失、  
泥入、

此村方、利根川附に而、日光 例幣使往還宿場に有之所、泥押之砌、五料宿同様、本陣其外夥敷泥埋に相成、田畑共過半荒地に相成、難儀之趣、相違も無之相見、併人馬別條無之旨、村役人申之候、

遠藤兵右衛門御代官所

上州新田郡

高九百十一石餘、

平塚村、

内三十石餘、

泥入荒、

此村方、利根川附に有之、田畑之内、泥入は有之候得共、人馬家居、別條無之、此度泥押之儀、北縁は此村方迄に而、川幅等も廣く、流末村は別條無之旨、村役人共申之候、

板倉伊勢守領分

上州碓氷郡

高二百六十五石餘、

坂本村、

家數百七十二軒、

内五十九軒、  
百三軒、

潰家、  
大破、修復不致候而難成分、

此宿、中山道往還宿場に有之所、當七月七日、淺間山焼出、砂石夥敷降積り、旅籠屋其外百姓家共、潰家又は大破に罷成、旅人泊請候儀も難成家居も有之、宿内は勿論、田畑灰

砂小石に而、厚一尺三四寸降積、同八日、泥交り之雨降、灰砂小石江しみ込、岩の如くに堅り候由、其上坂本宿は、堀井戸無之、碓氷川を七百間餘上に而、大石を以堰上、山裾通を宿内江引取、香水に仕來候處、右用水堰元、當夏碓氷川出水に而押埋、香水流行無之、道法十二三町隔り候谷合かの出水を汲、香水致候由、人數多き場所、殊に宿場に候得ば、泊り多節は、香水差支、其上非常之防も難成、桶鉢等(一)ゑ天水を溜置、用心水に用ひ候由に而、難儀致候趣、宿役人共申之候、

一碓氷峠之儀は、坂本宿を二三町相離候得ば、山路に相懸り、峠迄道法一里廿五町之所、板倉伊勢守領分に而、此度荒に而、山路之内、所々缺落、又は山間之清水、往來江開け、所に寄り二三尺程づゝ深く堀れ、馬駕籠長持等、持運び難成、其外荷物は、都而脊負に致し、持歩行、元々碓氷山越之儀は、坂本々字羽根石と申所迄、道法二十五町程之間、至て嶮岨谷深く、字二枚石と申所、別而谷深に而、往來危所、所々缺落、谷々の木立、一圓に枯木に相成、山のなだれ砂石に而一面に成、漸道幅一二尺位ならでは無之、一人立に而、漸々歩行、往來危相見申候、峠町の儀は、上州信州の境、熊野權現社を祭り、東之方上州安中領、西之方信州に

而遠藤兵右衛門御代官所に而、峠に境杭有之、社地中央を國境と定、峠町又はしやくし町共唱へ、不殘社家に而、家數上州之方三十軒許、信州之方廿八九軒有之、四五軒潰家有之、右社地之儀、御朱印除地之場に無之、本宮、左右新宮、那智三社を祭り、上州信州兩國之鎮守に而、社人共、年に二度づゝ相廻り、初穂申請候由、右峠を西之方江、坂道六町許下り、字根土と申所迄、峠、社人掃除丁場に而、夫々輕井澤迄十八町、山路之内、所々に破損所有之候得共、羽根石迄程之儀には無御座、乍去往來難儀は、右同様に而、輕井澤地内と成候得者、淺間山近く故、至而荒強く、誠に砂石に交り、火石、火氣有之儘に而降候と相見、百姓持山、其外宿内大小之木立、不殘立枯に相成、此上芽出も致間敷様に、所之者共申之候、

遠藤兵右衛門御代官所

信州佐久郡

高三百四十石餘、

輕井澤宿、

家數百八十六軒、

七十軒、  
五十一軒、  
六十五軒、

潰家、  
燒失、  
大破に而、

此宿、右同斷往還筋、淺間山南麓に而、當七月大荒之節、石砂降、厚四五尺、七日夜淺間山大燒、震動強く、戸はめはづ

震災豫防調查報告第四十六號

甲

れ候程之由、一尺四方位之大石、乍燃飛來落候而者碎、宿内西之方南側家五十一軒燒失、其外潰家等に相成、八日泥之様成物、雨の如くに降り、砂石一面に墜り、容易に片付方も難成由、宿内人數千人餘も有之處、大石乍燃飛來に恐れ、夜中六七里も有之他村江逃退、火石之降強く、戸板敷桶(丈カ)夜具をかぶり、漸逃退、一命を相助候由、其節犬次郎と申者、火石に被打、即死致候由、一體淺間裾野原は、草生茂り候場所之處、砂石に而押埋、馬飼料秣に差支、難儀致候由、其上輕井澤之儀も、堀井戸無之、川越川を堰上、宿裏左右に堀筋有之、吞水に仕來候處、砂石に而押埋、吞水流行無之、坂本同様難儀之旨、當時は碓氷峠歩行道許に而、馬駕籠往來難成故、旅人も少く、誠夫食御手當之力を以、是迄相凌居候由申之、難儀之趣は、相違無之相見申候、

遠藤兵右衛門御代官所

信州佐久郡

高五百八十六石餘、

沓掛宿、

此宿、右同斷淺間山麓に而、輕井澤か一里餘相離、西之方に相當候、離山新田、家居十軒許、夫々宿之方江寄、前澤新田、人家五六軒、少々小石降り候得共、田畑荒に相成候儀無之、沓掛宿東入口湯川之儀は、川上は淺間下離山之際

に、雲場之池と申有、夫々の出水江、澤水落込、湯川と相成る、沓掛入口土橋往還筋に掛渡有之所、淺間大燒後、度々出水有之、土橋流失致し候、此土橋、雲場の橋と唱へ申候、都而近邊野原を、雲場の橋の原と唱へ、入會野に御座候、此度荒の儀は、上州之方強く、信州之方は輕井澤許に而、此宿境外は、荒無之候、

一遠藤兵右衛門御代官所、信州佐久郡油井村之儀は、湯川通り川附村に而、川添之田地、損地出來致候、

一同人御代官所、同國同郡御影新田之儀、湯川堰上候用水路を下堰と唱へ、千ヶ瀧を引取候用水を上堰と唱へ、右瀧下字西池と申所を、用水路埋場御普請之積り、村方相願候、

一同人御代官所、佐久郡前田原村、私領小田井宿組合字湯川用水、水元は淺間山半腹、字血之池、淺間大荒之節、火石に而押埋候に付、用水差支に相成候故、浚候普請、村役人相願申候、

一同人御代官所、同國同郡落合村之儀は、前々々大和田村之地内か、湯川は堰上げ、小山堀抜、長二百間之所、土中用水引來候所、淺間山大燒以後、度々満水に而、右堀抜之中江、火石流込押埋、用水差支に付、用水御普請相願候旨、村方之者申之候、

一上州、信州、武州砂降之儀は、信州は佐久郡輕井澤許、上州

之儀は碓氷郡坂本宿方、武州足立郡鴻巣邊迄、東西暨凡里

數廿五里餘、横上州甘樂郡、南は山中領を境、北は群馬利

根川を境、平均道法六里餘降、厚二三寸方、所に寄一尺二

三寸位迄に而、強場所は信州輕井澤宿は勿論、碓氷郡、甘

樂郡之内降強く、其外は綠野郡、那波郡、片岡郡、佐位郡、

新田郡、群馬郡、武州は賀美郡、兒玉郡、榛澤郡、大里郡、足

立郡邊之儀は、降厚一寸位方、四五寸位迄に而、格別之儀

無御座、田畑可成丈は切返し、又は畑之畔道等江片付、追

追時節之作物仕付候様子に相見申候、

右は此度廻村中、村々に而及見聞候趣共、荒増書面之通に御

座候、書面之外にも、様々難澁共も御座候得共、數百ヶ村之

儀に付、先重立候様子、書記候儀に御座候、以上、

九月

右者、御勘定吟味役根岸九郎左衛門申上之書面也、

〔甲子夜話〕

淺間山燒へ出候付、七月六日暮頃ヨリ、江戸少々宛響キ、七

日、終日同斷、朝ヨリ灰砂、少々宛降、暮頃響キ追々強ク成、灰砂追、降増、夜中ニ

至リ、遠方ニテ雷ノ如ク鳴、震動甚シク、灰砂モ雨ノ如ク降

リ、翌八日朝、空土色ニ成、四ツ頃モ明ケ過ノ如ク薄暗シ、少

々雨フリ、九ツ頃ヨリ追々晴候得共、砂ハ少宛降、八ツ過ヨ

リ又々震動、夜中モ同斷、白キ馬ノ鬚ノ如キ毛アル、赤キモアリ、長一尺許ヨリ二三寸、九日四ツ

過ヨリ雨ニテ、灰砂シヅマル、右ニ付、追々江戸注進聞ヘシ

分許リ書留、左ノ如シ、

石川順仙順仙ハ御ス、キ屋坊主、頼置候所、如左書付到來、

私御代官所信州佐久間郡淺間山、當卯月五月廿六日頃ヨ

リ燃立登リ、其後日々燒候様子ニテ、折フシハ山鳴等イタ

シ候儀モ有之候處、別テ當六月廿九日頃ヨリ大燒ノ様子

ニテ、一面ニ空へ燒土吹上、其中ニ燒石之類モ有之、麓へ

落下リ、山鳴強ク、近郷家居迄、雷地震之様ニ鳴響キ候由、

尤煙ハ東へ吹違候故、却テ近郷へハ砂等ハ降不申候ヘド

モ、上州之方へハ、小石砂ノ類吹散候處モ有之由、信州御

影新田ノ陣屋ニ差置候私手代申越候、依之一通御届申上

候、尤御取箇方へモ、別紙ヲ以、右之段申上候、

御代官

遠藤兵右衛門

岩附へ小人遣候處、九日ニ歸參、書付之趣、

覺

當八日、岩附宿へ御用有之、御小人一人被遣候處、只今罷

歸申候、段々様子承候處、左之通、

震災豫防調查報告第四十六號

甲

一信州淺間ヶ嶽、先月廿八日之頃ヨリ燒、釐杯六七日以前迄  
闇ニテ、通路相留申候段、咄承申候、

一岩附宿、砂五六歩位降申候、幸手邊モ同斷、

一毛、草荷邊迄降申候、外ニ相替儀モ無之段、御飛脚之者申  
聞候、

七月九日

御小人 小頭

青木九藏、伊賀保温泉へ行、七月十一日歸、淺間之模

樣咄之趣大旨、九藏ハ秋田  
侯ノ家來、

卯七月二日、伊賀保温泉ニ居候處、申刻頃ヨリ少々ツ、砂  
降出シ申候、晚方同前、藥師堂ノ上ニテ、一見仕候所、淺間  
ノ方一圓ニ赤ク、三國山ノ邊、都テ山々ニタナビキ候雲赤  
ク、殊之外能景色ト、人々申居候、

一三日、四日、天氣好ク、少シ宛砂灰降申候、

一五日朝、伊賀保ヲ出立仕、カラス川ヲ渡、板鼻琵琶窪ト申  
所へカ、リ、妙義ノフモト永樂屋ト申旅籠屋ニ止宿仕候、

晝之内ハ何事ナク、夜ニ入、初夜之頃ニモ可有之哉、ヒヤ電

ウニテモ降候様成音、頻ニ聞へ申候故、表ヲ見候得者、胡

桃ホド、或ハ火打石ホドノ石、夥シク降申候、皆々燒石ニ

テ、目形ハ見懸ヨリ輕ク御座候、九ツ頃少々降申候、

一六日、朝晴申候、七ツ時過ヨリ砂降申候、一尺四五寸積申

候、高サキ、松平右京亮様御領地福田ト申旅籠屋ニ止宿仕  
候テ、淺間ノ方ヲ見申候處、一面ニ赤ク、其中ニ大石ヲ吹  
上候事夥シク、石ノ大サ遠方ヨリ三尺位内外ト相見得申  
候、火ノ色眞赤ク相見得申候、

一七日、深屋ト申處惠比須屋ニ止宿仕候、朝五ツ時頃ヨリ雷

強ク、光モ夥シク、一里ホド脇へ落候テ、燃上リ燒申候、雨

ハ降不申候、空ハ一面ニ赤ク、此節ハ雷ノ響強ク、駕籠昇

驚キ駕ヲ落シ申候、雷彌強ク鳴、九半頃ヨリ七時頃迄之内

ハ、誠ニ眞ノ暗ニテ、手サグリニアルキ申候、道ハ高低、川

溝等見分リ不申、ヤウ〜步行申候、相タガヒニ聲ヲカケ

步行仕候、漸六里程ニテ深谷へ七ツ頃着仕候處、少々アカ

ルク成候得共、雷、砂少々ツ、降申候、暮頃ニ至、又々眞暗

ニ相成、震動雷強ク、戸障子皆々ハヅレ、惣ジテ震動ハ雷

ノ外ニ聞へ申候、所々家々ニテハ、陽氣ヲ助ケ候得バ、雷

落不申トテ、鉦大鼓ヲ打立、聲ヲ計リニサケビ申候、阿鼻

叫喚杯ト申地獄ノ様子モ、斯ク有ベクヤト、連之者モ申

候、此節ハ一人モ存命覺束ナク、皆々必死ノ覺悟ヲ極メ、

念佛題目、聲々ニ唱申候テ、一向臥不申候、明方ニ相成、少

少眠申候得共、一切夜明不申、只眞暗ニテ、皆々相果候半

バ、一町ナリトモ、江戸近へ寄候テ、相果可申、家ノ内ニテ



死候モ、路次ニテ相果候モ、皆生國ヲハナレ候テハ同事ト、區々ノ爭論モ、是ニ同意仕、若二三里モ出候ハ、ケ程ニハ有之マジクト、八ツ半時頃、少シ晴候ヲ幸ヒニ、問屋ヲ呼ビ寄セ、色々ト相頼、人足ヲ出サセ、漸三里餘ノ所ヲ步行仕候、砂フカク、甚難儀仕候得共、熊谷驛迄參、止宿仕候、

一八日朝、深谷ニテ降候砂、斗見申候處、一坪ノ砂、一石五升程有之候、

一翌九日、大宮驛止宿仕候、砂ハ一寸程有之候、總體是迄ノ竹木打折レ、田畑悉ク埋申候、川水アクヲ流シ候様ニテ、皆々濁申候、

七月十三日

一池原長仙院奥御醫師咄ニ、淺間山ハ燒候度毎、風ニカマハズ、イツニテモ煙東ヘタナビキ候由、

七月十五日、松平大和守川越城主ヨリ奉札左ノ如シ、

以手紙致啓上候、然者大和守領分上州前橋、當月ニ至、信州淺間山ノ方ニ當、折々致震動、少々宛砂降、七日朝ヨリ、別テ震動致、雷鳴砂降強、翌八日モ同様ニ有之候處、夫ヨリ燒小石降、引續泥之様成ル雨降候處、利根川、廣瀨川、俄

満水、泥並燒石等夥敷流來、川一面煙立相流候由、右ニ付、民家流失、人馬怪我等之儀者、川々ヨリ押上候泥深ク、指當難相糺御座候旨、前橋表ヨリ申來候、右之段、今日御用番田沼主殿頭様江御届被申候、右爲御知被申度、此段各様迄宜得御意旨被申付、如斯御座候、以上、

七月十五日

松平大和守内

猿木十郎右衛門

加納佐左衛門

佐竹右京太夫様

御留守居中様

十八日、堀越亮泉持參書付、左之通、

信州淺間山、六月廿八日、殊ノ外荒候テ、煙夥ク立登、大石燒出ヅ、近村一里程之内、作物不殘損申候、

表三番町伊丹雅樂助知行所金澤村ヨリ、追分ノ方へ一里半、横幅廿八町餘、七月四日朝五ツ時、雷ノ如クノ音致候テ、地エ落入申候、其跡ヨリ煙立登候事夥シク、餘リ不思議之事故、其近村數二十三ヶ村立退申候、作物ハ勿論、竹木不殘損申候、落入候村數四十三ヶ村、死候牛馬數不知、燒飛候石ニテ打潰候家數、百七十五軒、男女死候數不知、右之趣、雅樂助知行所金澤村ヨリ、六日九時、注進申來候、

天明三年

四一六

松下閑悦ハ、閑悦ハ、坊主兼、エ頼置候處、左書付、十九日到來、

伊奈半左衛門申聞候、日光道中幸手宿問屋年寄申立候者、當五日夜七ツ時頃ヨリ明方迄、砂之體ニ相見候物、厚五厘程降、宿内ハ多ク、野邊ハ少ク相見エ、此儀ハ風順ニモ御座候哉、耕作之障ニハ相成不申候、

一翌六日朝、柳澤信濃守飛脚之者罷通候付、越後奥州邊之様子承候處、越後國蒲原郡ハ、先月廿八日晝時ヨリ砂降、別テ奥州白河邊ハ晝夜降候テ、厚一二寸モ積候由申候段、右宿之者申出候由御座候、

一平岡彦兵衛支配、信州淺間山邊之村々、先月末砂降、凡二三寸程積候由、併山燒之儀、未淺間山トモ難相決旨、彼地ヨリ申越候段申聞候、尙又右山燒之ケ所相分候ハ、申上候様可仕候、依之申上候、以上、

卯七月

原田清右衛門御代官所上州群馬郡

高六百石餘 江戸ヨリ卅一里 川島村

高八百石餘 江戸ヨリ卅七里 北牧村

右二ヶ村、同國吾妻川通ニ有之、去ル九日四ツ時、山津浪ニテ泥岩火石等、夥シク押出シ、川島村ヨリ柵御關所、北牧村家居田畑共、不殘流失、山手ニ少々家居相殘候、流死

人相知不申、存命之者ハ有之間敷ト推察仕候許ニテ、萬一農業ニ罷出候歟、又ハ秣刈ニ罷出候者ハ、相殘可申哉モ相知不申候、假令相殘罷在候逆モ、當時渴命ニ及ビ可申ヨリ外無之旨、註進申出候、

卯七月

久松筑前守知行所ヨリ訴出候書付、○本文、淺間山燒記錄、亦之ヲ收メ、既ニ前ニ出セリ、故ニ略ス、

乍恐以宿送奉申上候、

一日光道中幸手宿問屋年寄共、奉申上候、當宿ヨリ八町東之方、字權現堂、但利根川内御座候、昨夜中ヨリ今九日晝八ツ頃迄、家藏致破損、五六寸之角之立柱、四五尺丸ノ柳、鴨居、戸板、貫、桁、竹、屋根ヲ葺候時之麥藁、其外舊杵、重箱、桶、鉢、家具之類、細々ニ碎、四五尺丸ノ生木松杉、五六尺ヨリ一丈位迄ニ折レ、皮モ摺ムケ、本末共ササラノ如ク相成、川幅六七寸間之川一パイニテ、通船モ難相成ホド、夥相流申候、此間十餘日、一向雨降不申、干川ニ御座候處、黒黄之泥水、急ニ三四尺相増、男女出家溺死候者、是迄十二四人、馬一疋、川縁通流申候、川中之儀者、何ホド流申候哉、相知不申候、乗船仕相見候處、破鞍ニ、上州群馬郡川島村ト書付有

之ニ付、右權現堂河岸へ掛リ候、上州藤木河岸ト申候所ニテ、舟之者へ承候得者、川島村ハ湯治場伊香保ヨリ廿里程奥之由、急度ナク申聞候、右泥水故歟、鯉、鯰、鱸之類、浮上リ、河岸へ寄、夥シク手取ニ相成申候、右者先達テ御觸モ御座候ニ付、變異之義故、乍恐以宿繼奉申上候、

卯七月

伊奈半左衛門御代官所日光道中

問屋 久左衛門

年寄 仁左衛門

道中

兩御奉行所

乍恐以宿繼御訴申上候事、

一先月末方ヨリ、信州淺間山震動仕、燒砂降候儀、數度ニ御座候處、去ル五日之夜中、厚五歩ホド降申候、別テ同六日夜六ツ時ヨリ夥降出シ、夜中雷電大鳴、翌七日晝モ闇夜ノ如クニテ、降通、其夜彌大降ニテ、同八日晝八ツ時迄降申候、砂ノ厚二寸七步餘、一坪ハカリ立候處、一石五斗三升餘御座候、但一坪之砂、重サ四百三十目、田畑降候砂五六寸、依之作物一同ニ砂埋申候、然共右之間雨少シモ降不申候、九日八ツ時、利根川石泥水流レ、大石ニ火燃ナガラ相

天明三年

流、川中一面煙立、陸へ押上申候、依之當宿、五科宿間、矢川通路相止、日光往來相止申候、三宿通同様ニテ、通路相止申候間、乍恐宿繼ヲ以、御訴申上候、

卯七月

日光御例幣使道那須郡玉川宿群馬郡間屋年寄

市郎次

正右衛門

道中

兩御奉行所様

閑悅方ヨリ廿二日、如左書付到來、

上州相生村

(桐カ) 善右衛門 嘉兵衛

方ヨリ、江戸通二丁目白木出見世紙

店ニテ、白木屋庄右衛門方へ到來致候書付寫、左之通、

一當七月二日夜六ツ時頃、信州淺間山鳴出、砂少々降候、同六日夜六ツ時頃ヨリ、亦々砂降、天赤ク黒ク、朧月夜ノゴトク、東西サダカナラズ、同七日右同様、四時頃泥降、鳴音雷ヨリハ少輕ク、戸障子、人ノ動カス如クニ御座候、一當所ヨリ高崎へ十里、伊勢崎へ五里、前橋へ七里御座候、右之三ヶ所へ、私掛取ニ罷越、同八日朝罷出見申候處、同八日八ツ時頃、前橋川筋通懸候處、凡家數八十軒許流來リ候、利根川水六合許ニ御座候處、半時許ノ間ニ、水高二丈許ニ相成、其節人數千五百人許流來、其内ニイマダ死不申

者ハ、助ケ吳候様、聲々オメキ候得共、中々可致様無之、氣之毒ナガラ唯見物仕居申候、同七ツ時、大石小石燃ナガラ流來候事夥ク、只火事抔見候様御座候、大石ハ炭ホノフ上リ、小石ハ煙許ニテ流來候、右大石、水中ニ沈ミ候得者、其所湯玉上リ申候、同九日朝五時、芝宿ト申處ニ、泥一丈ハカリ押込、所ニ寄五六尺許之處モ御座候、右泥之内死候人、不知數有之、泥之上ニ浮居候死人之體、崩レ又ハコゲ燒候様ニ御座候、女多ク、十歳許ノ子共相見得申候、中ニ命助ル者六人、内女四人、男二人、此者共ニ承候得者、前橋上十里許ニテ、ソ祖母バ村ト申所之者、又白井村名主ノ妻之由申聞候、

一同日夜子刻頃、何カ廿間許之物、利根川之水分リ候テ通候、其音スサマジク響候テ、其形見得不申候、同丑刻、右同様之物、亦々通申候、前橋、伊勢崎之者、水防ギ之者、凡人數二百人餘出候處、一人モ歸不申候、イマダ大石ニモ火燃見得申候、水中ノ火事、古今不承候、始テ眼前ニ見物仕候、伊勢崎、砂六尺四方ニ、一斗餘モ有之由、

一淺間山北之腰拔候トモ、亦ハ草津ノキオフ山拔ケ候トモ、伊香保之湯場崩レ候トモ申候得共、是ハ雜説ニテ見届不申候故、イマダ相ワカリ不申、前代未聞ナル儀ニ御座候、

殊之外取急候故、私見届候處、十分一ヲ相記、入御覽申候、委儀者、追々可申上候、

七月十日夜出ス、同十四日到着、

私御代官所、上州邑樂郡赤岩村之儀、利根川附ニ御座候處、訴出候者、當月八日晝八半時頃、利根川黒濁相増候處、人家ノ崩ト相見、大材木、並小道具類、川幅一盃流來リ、川丈何間程有之候哉、前後限リ相知不申候、川水湯ノ如ニテ、魚類泥ニ溺候哉、兩岸ニ流寄申候、翌九日ニハ、利根川大方埋リ候テ、登リ下リ之船居付、人足相雇相働候テモ、中々動キ不申候、右之内燒石輕濱石夥敷流レ來リ、平生水丈ケ一丈程有之候處、泥八尺程置、當時水丈二尺程ニ相成、崩家古材木等、泥ノ上ニ流留リ、利根川押埋申候、訴ニ罷出候村役人、小船ニテ漸渡船仕候得共、跡々渡船相止申旨、訴出申候、依之注進之趣、御届申上候、以上、

卯七月

遠藤兵右衛門

一昨十一日夕方、今十二日晝九ツ時頃迄、利根川人家道具、コナノ、ニ相成流候由、

一人之死骸、凡二百人程、

一死馬、凡十二三疋、一死牛二疋、

一 鯉、鮒其外川魚數多、

一 川水、去ル九日朝ヨリ、赤キ泥水ニテ御座候處、煤色

ニ相成申候、

一夜中之儀ハ、相知不申候、

右之趣、葛西金町村名主ヨリ、十二日夕訴出申候、

七月十二日

葛西掛リ 御鳥見

松平加賀守殿ヨリ、七月廿三日以奉札、申來候趣、

以手紙致啓上候、然者加州表、先月中旬ヨリ折々震動致、

當月六日七日至テ甚敷、同十日朝ヨリ十一日朝迄大雨、都

テ十四日迄降リ續、川々滿水、御城下侍屋敷、暨町家、橋

橋、其外在家流失、或水付、田畑之方へ水押流シ、人馬怪我

等モ有之、越中國モ右同様之段申來候、委キ儀者未相知不

申候得共、此段 公儀エ御届被成候ニ付、爲御知被仰進

候、是又右ニ付爲御見舞御使者等御斷、旁各様迄無屹度得

御意候様、加賀守様被仰付、如此御座候、以上、

七月廿三日

今村五郎兵衛

田村甚右衛門

伴 源太兵衛

平澤平角様

松平大和守殿ヨリ、七月廿四日以奉札、申來趣、

以手紙致啓上候、然者大和守領分、武藏國之内、當月五日

ヨリ八日迄、村々不殘追々砂降リ、厚薄ハ有之候得共、所

ニ寄、八九寸程モ降リ積、田畑砂入ニ相成候段、今日御用

番様エ御届被申候、右爲御知、各様迄宜得御意旨被申付、

如此御座候、以上、

七月廿四日

松平大和守内

猿木十郎右衛門

加納佐左衛門

佐竹右京太夫様

御留守居中様

七月廿六日、本阿彌十郎右衛門所へ、加州表ヨリ申來

趣、

加賀國御城下

一 六月廿日頃ヨリ、七月八日晝頃迄、御城下諸山鳴動仕、誠

ニ天ヨリ只今ニモ大石等降リ下リ可申哉と、晝夜臥候者

無之、尤小兒女子等ハ、往來へ出罷在、宅ニ罷在者ハ、風波

之船中ニ罷在候様ニテ、平日ユラレ罷在候、九日ヨリ者、

遠山ニテ鳴動仕程ニ靜リ申候、總ジテ近國遠山同様之由、

右之趣、當九日迄、十郎右衛門方へ、金澤細工人岡宇右衛

門ヨリ申越候、

天明三年

一御城下洪水之儀、淺野川ヨリ鳥川間、凡三十町許リ隔、其間御城下町ニテ御座候、七月十日、十一日大雨ニテ、右南川一ツニ相成、川端ニ住居候家者、餘程相流レ候由、土藏等モ崩候由、及承候、以上、

七月廿七日、松平美濃守殿加州大聖寺之城主ヨリ、以奉札申來趣、

以手紙致啓上候、然者美濃守領分、六月廿九日ヨリ、當月八日迄震動強、同十日ヨリ大雨、暫モ相止不申、満水ニテ、居所、并侍屋敷、郡町屋共、水多押入、潰屋破損所、數ヶ所有之、山川崩押出、損毛之儀者、イマダ相知不申、追テ可被申上候段、先御用番様エ御届被申上候、右爲御知、各様迄宜得御意旨、美濃守様被申付、如此御座候、以上、

七月廿五日

松平美濃守内

出淵忠右衛門

佐竹右京太夫様

御留守居中様

八月朔日、谷村嘉順持參之書付、嘉順ハ坊主衆、

私在所上州高崎、信州淺間山焼出候趣ニテ、當月ニ至リ、少々震動、焼砂降候處、五日鳴響、焼石強降申候、六日暮時

四二〇

ヨリ鳴響甚強、石砂等所ニ寄三四寸降積リ、七日暮頃ヨリ闇夜ノ如クニテ、鳴響等相止不申、彌降強、城下町家五軒潰申候、八日未刻、利根川俄ニ出水、泥水焼石等、田畑へ押入候處、無程常水ニ相成申候、尤城内別條無御座、人馬怪我無御座候之旨、在所家來之者共ヨリ申越候ニ付、先此段御届申上候、猶又委細之儀者、追テ御届可申上候、以上、

七月十一日

松平右京亮

上州杳川、當月八日未刻、俄ニ大水押來、刎橋、并御關所共押流申候、依テ番人同所金井村へ引取、相固申候段、彼地ニ差置候家來之者ヨリ申越候、先此段御届申上候、以上、

七月十一日

松平右京亮

私領分下總國海上郡銚子、當月六日明ケ六時頃ヨリ、細カ成焼砂降申候處、晝四時頃相止、同七日又々焼砂降續、時時鳴響有之、闇夜之ゴトクニテ、彌降強、同八日晝八ツ時頃、凡二三寸程降積、村々田畑一面ニ砂冠ニ相成申候段、彼地ニ差置候家來之者ヨリ申越候、尤損毛之儀ハ、未相知不申候、先此段御届申上候、以上、

七月十四日

松平右京亮

八月八日、閑悅方ヨリ來候書付、

土井大炊頭殿御届、

私在所總州古河領分、去ル五日子刻頃ヨリ、同八日申刻頃迄、晝夜燒砂降、田畑悉砂冠、山林共凡二寸餘砂積、城下者、同六日晚ヨリ砂降、同八日兩交降候處、八分程降積申候、且利根川通川筋、同九日辰刻頃ヨリ酉刻頃迄、同十一日巳刻ヨリ酉刻迄、兩日、川上ヨリ人馬潰家、其外家財材木等、餘計流候得共、房川渡、通船差障無御座候、尤常水ヨリ五尺餘相増候得共、早速引水ニ相成候、城内別條無御座、人馬怪我無御座旨、在所ヨリ申越候間、此段御届申上候、以上、

七月十二日

芝口藥種屋七郎兵衛ヨリ、上州高崎町人高橋權左衛門方へ飛脚遣候所、如此申來、

當年淺間山、春ノ内ヨリ度々燒、先月坪井邊石砂交リニ降リ、田畑(作カ)岡作共ニ皆無之由、助右衛門方ヨリ申來候、此方ハ灰ハ降リ候得共、作物ニ障候程之事ニモ無御座候處、今月五日四ツ時ヨリ、右之山大燒ニテ、此許家鳴震動致シ、砂餘程降リ、其夜中天氣ニナリ、六日暮方ヨリ、又々少々砂降候處、夜九時ヨリ、以之外空一面ニ曇、空之氣色赤、怖敷氣色、家鳴震動、砂、雨ノ如ニ降リ、雷之強事絶言語、餘リ

天明三年

怖敷、家内我等之部屋ニ取籠リ、念佛觀音經一心ニ唱、漸夜ヲ明シ見候得者、砂二寸程降候、尤鞠湯へ敷候砂ヨリ荒キ砂ニ御座候、又其夜九ツ時ヨリ、雷不絶鳴、其怖敷事、筆ニモ及不申候、夜明候テ相止不申、空者墨ノ如クニ底赤ク、怖敷氣色ニテ、漸四ツ半頃ヨリ雷ハ止候得共、砂者降積候テ、又九ツ過テ雷強、表ヲ通ル人モ無之、戸障子立暮シ申候、食事モ間々ヲ見合給申候、六日之晝八半時頃ヨリ、眞ノ闇ニ相成、表ハ提灯ナクテハ歩行モ不成、日暮候歟ト存、家來へ提灯ツケ候様ニ申付候得者、時過候テ、ソロ／＼明ク、又其夜モ前夜ノゴトク、言語同斷、此度程怖敷目ニ逢シ事ハ無御座候、家内一人モ寢候者無御座候、又夜ニ入、空一面ニ赤ク、鳴渡リ、戸障子モハツレ候程之雷、イクツモ數不知、今ヤ家モ潰候ト、氣モ魂モ消候許ニ暮シ候、九ツ時過ヨリ、風東ニ成リ、砂モ降止候故、砂掃オロシ候處、東風ニテ雨少々降候得者、キタルモノ泥ダラケニ相成申候、今晚者雷モハレテ、生タルコ、チニ相成申候、砂降候處五六寸、依之田作岡作、一向皆無ト相見得申候、右之通之場所、安中領、高崎領、七日市、小幡、仁田在之藤岡、八幡山、本庄、伊勢崎、右之通、其向々何處迄カ相知不申候、イカ保、シブ川、大久保邊ヨリ、利根川向前橋ヨリ一里

半程下迄ハ、降不申候、作物モ不作ニ御座候、安中、高崎、七日市、小幡、伊勢崎、夥敷砂降申候間、本之皆無、當年ハ無是非候得共、銘々田砂ノ殘堀、開發同様ニ可致候間、此後役ニ立不申候、御領主様大變、末々如何可被成候哉、末末我等儀、身上砂滅<sup>(破カ)</sup>之仕合、年寄候テ、斯様ノウキ目ニ逢候事、身ヲ悔候、右御知セノタメ許ニ候、

一當月五日、淺間山燒ニテ砂降候、六日朝ハ相止ミ候處、又夕方ヨリ降マシ、燒小石ニ相成、七日晝八ツ頃ヨリ、クラ闇ニ相成、提灯ニテ往來致候程ニ候、暮頃ヨリハ別テ震動強、雷モ殊ノ外烈敷、生タルコ、ロハ無之、漸夜ヲ明シ、八日朝五ツ時頃ヨリ雷モ相止、降モ少々ニ相成、震動者晝頃迄、少々ツ、致、藤岡邊ハ六七日モ降リ、輕井澤宿、沓掛杯ハ、茶碗ヨリ大ナル石四五尺モ降申候、東ハ御池邊迄、西ハ追分宿、下仁田邊迄、南ハ花石、八幣山邊位、又ハ降不申候、小川邊ハ一寸許モ降申候由、北東へ降強、北ノ方ハ利根川迄ニテ、利根川出水ユエ、川向ノ儀ハ未ダ相知不申候、同八日、利根川出水ノ儀者、萬座山ト申候草津入湯之元ニテ、淺間山ヨリ一里程モ隔リ候得共、同山續ニテ御座候、右萬座山崩レ、泥水ワキ立押出シ、左之通村モ流<sup>(タカ)</sup>申候、死人モ夥敷候事、殊ノ外イヲフ澤山成山ニテ、クハツ石

杯、大キ成モ流出、燒失ノ村モ御座候、淺間山モ同日ノ儀ニ候得者、兩山ヨリ降候事トモ風聞致候、未利根川邊泥ニテ、一向通路モ無御座候得バ、確ト致候事モ相分不申候得共、高崎御屋敷へ書上之由承候間、有増寫、御目ニ掛申候、

大笹村	泥入、	神原村	同、
坪井村	不殘流、	中原村	同、
川原畑村	泥入、	川原湯村	同、
三島村	泥入、	岩下村	半分流、 半分泥入、
岩井村	泥入、	原町村	半分流、 半分泥入、
上栗村	泥入、	神戸村	同、
小泉村	同、	伊勢町村	同、
青山村	同、	村上村	同、
小野子村	同、	ウバ島村	同、
川島村	同、	杓村	家數二百軒許有、人十 四人殘、外ハ不殘死、
箱島村	同、		
是ヨリ	利根川落合ト成、		
中村	不殘流、	半田村	半分流、 半分泥入、
淺原村	泥入、	川原島村	同、
澁川村	同、	下新田村	同、
萩原村	同、	横手村	同、



中島村 同、向福島村 御關所流、外ニ泥入、

下宮村 泥入、上宮村 同、

箱石村 口後御關所流、 坂井村 泥入、

齋田村 同、五料村 御關所半分泥入、

川合河岸村、泥入、芝町 同、

向八町河岸村、同、三友河岸村、同、

右之外者、三軒五軒流村々ハ數不知、凡村數五十二三軒、(村カ)

坪井村三友迄二十四里程、今以中瀬渡場迄ハ、利根川通り

一向ニ通路無御座由、確致候事モ不相知、出水之場所者勿

論、砂降候處モ、田畑一向用立不申、當秋作者皆無ト奉存

候、跡々モ砂取除キ不申候得者、用立申間敷候、扱々難澁

仕候事ニ御座候、御察可被下候、以上、

七月十一日出 諸星 七左衛門

近江屋 三左衛門殿へ、

參狀

阿州飛脚物語

七月二日、信州下諏訪之驛止宿仕候處、殊之外地鳴申候様

ニ相聞候ニ付、尋候處、淺間山、去月廿九日ヨリ燒申候由、

翌三日、和田峠ヨリ見及候内、黒雲ノ様ニ相見、望月峠ニテ

相尋候處、今日者先鎮リ候分ニテ御座候ト申中、又々殊之

外山動、夫ヨリ相鎮リ、其日者二度燒申候、翌四日、追分端

茶屋之亭主申候者、私儀七十餘歳ニ罷成候得共、此度程之

儀者、覺不申候由咄申候、廿九日ヨリ朔日二日迄之内、家

震動仕、家内へモ黒雲之様ニ卷込、家内之者ドモ立退候

程之儀御座候得共、追分、沓掛等之宿へハ、聊モ石砂降不

申趣ニ御座候、右兩宿ハ氏子之事故、昔ヨリ石砂モ降不申

候由、彼老人物語仕候、夫ヨリ輕井澤本陣へ罷越承候處、

二日之夜ハ少々荒、砂石降申候、淺間山ヨリ燒出サレ候

山犬、夥敷荒シ申候、小田井岩村迄ハ、人馬等モ皆餘程損

候趣ニ御座候右同日、碓氷峠へ差掛リ、信州大笹村之者ト

道連仕、山燒之儀委敷相尋候處、彼者申候者、右大笹村近

村四五ヶ村之間、石許四五寸モ降リ、池ノ魚坏モ不殘アガ

リ、淺間山北手ノ方へハ、小山一ツ吹出シ、餘程大ナル山

之由咄申候、是ハ中仙道筋へ者、相見得不申候、右大笹村

之者咄ニテ、朔日ヨリ二日迄之儀承申候、同五日之夜、本

庄之驛ニ止宿仕候處、四ツ時過ヨリ震動仕、砂五步程明方

迄ニ降申候、淺間山ヨリ本庄迄ノ間、道法二十四五里モ御

座候、翌六日晝八ツ時頃ヨリ又々山震動仕、空一圓ニ曇、

上ヶ尾之驛ニ止宿仕候處、夫ヨリ今朝戸田川迄罷越候内、

始終砂降通シ、板橋、本郷邊迄モ、少々宛降申候、其外相替儀無御座候、以上、

松平大和守殿ヨリ、八月十九日以奉札、申來候趣、

以手紙致啓上候、然者大和守領分、上野國之内、當七月上旬、石砂降、其上利根川變水ニ付、田畑泥砂入、民家流失、人馬流死、其外破損所等、左之通、今日御用番久世大和守様ニ御届被申上候、右爲御知、各様迄宜得御意旨被申付、如斯御座候、以上、

八月十七日

覺

一高六萬八十石程、

右之田畑、燒石泥砂入、并用水堰口埋候ニ付、田方乾上

リ候村高、

一高札場四ヶ所、内二ヶ所流失、二ヶ所泥埋、

一流家并燒石泥埋家、棟數千四百六十五軒、

一土藏七十ヶ所、内十三ヶ所流失、五十七ヶ所、燒石泥埋、

一寺五ヶ所、内一ヶ寺、流失、四ヶ寺、燒石泥埋、

一當社十四ヶ所、内六ヶ所流失、八ヶ所、燒石泥埋、

一田畑並百姓屋地缺崩、百十九ヶ所、

一林二十六ヶ所、但立木押流、或ハ燒石泥埋、

一大堰十二ヶ所、

右之外、損所數多御座候、

一道損五ヶ所、但間數合三千六十間、幅二間程、

一橋二十一ヶ所、流失、

一川縁土手崩、十三所、

一流死五十五人、内男三十八人、女十七人、

一流死馬十三疋、

右之通御座候、以上、

松平大和守内

猿木十郎右衛門

加納佐左衛門

佐竹右京太夫様

御留守居中様

〔後見草〕○淺明院實紀所載、

世に傳ふる所は、淺間山燒て、信濃、上野兩國、田畑悉く荒蕪せしかば、農民等飢餓して、四五百人、又は千餘人、をのく領主の城門につぎひて、賑濟をこひうたへたり、なかにも板倉伊勢守勝曉は、上野の國安中の農民等、なげきうたふる事、三たびに及しかども、家人等はかくしきいらへもせざりしかば、農民いきどほりて、城内へをし入らんなご罵りければ、やむことを得ず、さまざまにいひなだめて、漸々ひきと

らしめしとぞ、これにまぎれて、近國のあふれもの等、東西より馳集り、餓民といつはり、富農の民の家々を亂妨し、金銀、米穀、衣服、器械の屬に至るまで掠取、九月の末、十月のはじめは、信濃國小諸の邊を劫略し、松平左衛門佐忠濟の所領上田城に押入らんとする由、聞ければ、忠濟が家人等、兵器をもて待居たり、一揆等はかすめ取たる錦繡を剪て、竿にかけ、旗幟のまねして、上田の邊鄙にをし入れれば、忠濟が家人等、このよし聞て、馳むかひ、かけ散し、逃るを追て、數十人を生捕ければ、殘るもの等は、四方へ逃散けり、これより一揆、漸々鎮りぬ、よりてかくは令せられしなるべし、  
〔一話一言〕

磯部村名主甚三郎口上に而、申上候覺、

一江戸表へ罷出候程、旅中段々泥砂薄く相見へ申候趣、利根川に而承候得者、夥敷流死人之者、川上流來、大木又は建家之儘、川中を流れ申候、私立寄見候得ば、鯉鮒泥に酔、所之者手取に仕候義見届、人馬夥敷相果候由及承候段、申聞候、

原田清右衛門御代官所

高合千六百四十石餘

上州群馬郡

男

二千二百七十人

南牧村

合 女 千二百十人 北牧村  
牛馬 百七十疋 川島村  
家數 三百六十軒

右村々近所、上州吾妻山と申山有之、去月中旬々淺間山燒砂降候處、當八日、右吾妻山拔出、夥敷一度に大石砂押出、右三ヶ村民家悉く打潰、人馬共に利根川江押流、翌九日、利根川權現堂一川江戸川へ流出候様子、大き成立木根付候儘、并家居諸道具、悉くこまかくに碎け、溺死人馬共流候事、前代未聞之由、右川通り々、注進有之候、

一此間打續日照に而有之所、俄に八日、泥水三四尺相増し、右之通利根川流失有之故歟、鯉、ごじょう、鱸の類浮上り、河岸へ寄、千許り手取相成候由、  
一上州利根川邊、所々より、石砂大木之押埋め、步行渡りに相成申候、  
一奎之橋御關所、流失之由、

七月

跡部大膳知行所

上州那波郡 三ヶ村  
同 邑樂郡 一ヶ村  
下野築田郡 三ヶ村

震災豫防調査報告第四十六號

甲

當四月八日頃々、淺間山燒出候處、七月七日夕方々八日九日燒に、砂利灰砂等降積、凡一坪に一石餘有之候、青葉等一向不相見候、當月二日、雨少々降候儘にて、其後露も置き不申、利根川水除に罷出候人數、八十人程押流、其内三人は木に登り助申候、

一女一人、子をささげ流來り候に付、引上げ助け遣し候所、二人共助命に候得共、女は手足一向不相叶、那波郡に而、當時養ひ置申候、

一外に怪我人、潰家等は無之候得共、作は一向當年皆無之由に御座候、

一卯七月廿九日

穢多 彈左衛門

右之者申上候、當四月八日信州淺間山燒出無止事、當月八日晝時頃、右山燒崩れ、泥水湧出、燒岩流、利根川押開、水幅八百間程に相見、泥水深さ貳拾丈程も有之、上州吾妻郡原町に罷在候、私手下長吏小頭八右衛門使下、同郡長野原村に罷在候長吏六十一人之内、男女合四十人、泥水に埋死、何方江流逃出、并同郡五石村に罷在候長吏喜兵衛、久作と申者、居宅も押流、家内十二人、是又漸逃去、地方役人より御代官原田清右衛門様へ訴上候所、御見分御役人方被成御越、右十二人之内、男一人に付、御米貳合、女一人に

付一合づゝ、日數十日、露命繫候様被仰渡被下置候由に而、居村に而名主より相渡申候、此外同郡神原村に罷在候、私手下長吏小頭久右衛門始、組下四十一人之内、七人逃去、餘は死失仕候得共、右八右衛門方々、神原村への道筋も、泥湧出、通路相成不申、矢文を以申越候由、八右衛門私方へ訴出申候、依之私方々も御代官原田清右衛門様江、右御米被下置候御禮可申上と奉存候、此外上州、武州之内、夥敷砂降、或は出水に而、田畑流候段、所々方手下之者共訴出候得共、數多之儀故、難申上、前書三ヶ村は、至而大變に而訴、右之通御米被下置候儀故、乍恐爲御訴申上候由、別紙を以、右之彈左衛門申來候由、被仰聞候、

一先達而御届申上候、信州淺間山燒候而、私在所高崎江燒石砂降り、其後泥水降り、田畑悉く埋痛候趣、左之通に御座候、

高五萬六千七百二十五石五斗八升三合、

群馬郡、碓氷郡、那波郡、片岡郡、綠野郡、

右之場所、燒石砂六七寸、一尺餘迄も降り積申候、

右 壹萬五百五十石餘、

群馬郡之内 十八ヶ村、

同斷 五ヶ村、

貳千三百九十石餘、

右之場所、石砂降り積候上、利根川俄に出水、泥水大石等押入申候、

八千六百六十石餘

十三ヶ村、

右之場所、總體石砂薄く御座候付、作毛可立生哉之所、用水堰迄、悉く泥押入、水引無之、行々用立候様可相成様子無御座候、

一城下張番所

一ヶ所、

一同潰土藏

一ヶ所、

一土砂押入候家

五十八軒、

一同斷寺

貳ヶ所、

右之通御座候、領分不殘皆無之趣に御座候旨、在所家來共申越候付、此段御届申上候、以上、

七月廿三日

松平右京亮

一信州淺間山、先月下旬を燒出候様に而、當月朔日、別而燒強、伊勢守在所上州安中江、折々燒砂降り候所、同五日夜方々甚鳴響強、燒砂燒岩交り雨降、田畑悉く埋り候趣に御座候、碓氷郡、群馬郡之内村々、并中仙道往還之内、坂本之宿迄、所々(にヨリカ)燒砂岩四五尺程積り、百姓家大概家根打抜き、潰家等も有之候、御關所、并城内高札場所等は、別條無

御座候、碓氷峠之通路無御座候、未相分申候、將又下總國

匝瑳郡、香取郡、海上郡之内、去月十四日夜中を、同十八日夜迄、大風雨に而、耕地一丈餘之洪水に而、稻草腐、畑分は立枯に相成候、其上當月六日か七日夕迄、折々細成る燒砂降候處、同八日夜中を別而強、九日に至り、依所に凡三四寸位積候而、立直し可申候稻草も、又々甚痛候様子に御座候、尤損毛高之儀は、追而可申上候、

七月

板倉伊勢守

一領分信州佐久郡淺間山、當五月廿六日か燒初、其後度々燒出、去る六日未ノ刻を、別而大燒、麓へは大石等落、震動甚敷、近邊之村々、住居難相成、多分逃去申候、尤城内別條無御座候、損毛等之儀、當秋收納之上、可申上候、

七月

牧野遠江守

一加州表、前月中旬を、折々致震動、當月六日、七日、別而甚敷、同十日朝を、十一日朝迄大雨、都て十四日迄降續、川々悉く致出水、城下侍屋敷暨町家、并橋、其外在家流失、或は水付、田畑之方々も押流、人馬怪我等も有之體に御座候、一越中國も右同様之趣に而、十日か十四日迄大雨、所々満水、人家橋迄致流失、田畑も押流、人馬怪我等も有之體に

震災豫防調査報告第四十六號

甲

御座候得共、委細之儀は、未相知不申候間、近々申越次第、御届可仕候、先右之趣申達置候、以上、

七月廿二日 松平加賀守

覺

一七十ヶ所 郡之内橋流失、

一四十三ヶ所 所々山崩、

一九ヶ所 同川崩、

一七ヶ所 堺堤切、

一十四ヶ所 土居崩、

一百四十軒 郡之内道損、

一八軒 町家潰家、

一十五軒 潰土藏、

一八ヶ所 木戸流失、

一居所水多押入、破損有之、圍之塀過半地獄共崩れ、并侍屋敷、町家、不残水多押入、破損所數ヶ所御座候、

右私在所加州大聖寺、去月廿九日去八日迄震動甚敷、同十日夕十一日迄大雨降、四時(暫ク)茂相止不申、一圓満水に而、

破損所有増如此御座候、人馬怪我等無御座候、田畑損亡高之儀、未相知不申候、委細追々可申上候、先右之段御届申上候、以上、

七月廿五日

〔近世名家遺文集覽〕

淺間岳炎上記

加藤景範

(大聖寺城主) 松平美濃守

六月末つかた、此比のやなり、何てふ事のさとしぞと、おどろかす人のありしが、さてあひとあふ人、我かたも其そこもと街にかまびすし、怪しうなるのふるが、風かときけば、草木もそよがず、水もさわがず、たゞ戸障子のみがたくとなる、何にかくといぶかる、月こえぬるに、南は紀も同じ、西は備もしかれりといふ、近江は猶はげし、美濃、尾張、なほらうがはしきさまをつたふ、さるほごに信濃の淺間岳もえ崩れたると、こゝへもかこへも東より聞えてしらず、又わが東へ下りし時、其あたりの廣野に大なる焼石、幾千となくありし、こは昔このたけの大やけにふり落たるよし聞傳ふといふ、さるさまにやありし、かの屋なり、そのひゞきの未なるべし、さはことなる變にこそ、かの告來れる文ども、あるは東をよくしるして、西をかき、近きをつまびらかにして、遠きをもらせり、いかでありしさま全く聞さだめばやとおもふに、ある人のそのしれるかたに、其煙の及べる所々より、告來りし文をあつめたるをかりてみせられしに、残らずなりしぞ、あはれなるや、年の名は天明といひての三の

年、六月半の比より、かの嶽のめぐり、土の底に神鳴らんやうに鳴るが、目をふるまゝに、家どろろき、壁柱もはなれぬべく鳴わたる、こは何のたゞりのなすわざにやと、怪しむほど、七月にいるより、彼嶽のけぶりの立さま、たゞならずと見るがうち、はるかにあかねさし、黒煙空をつく、あはやといひさわぎ、いづくへか逃れんと、はこばんものなごころしたゝむるに、六日の夕つかた、にはかに煙の中よりほのほおこり、そのはたゞく光の空に、もゆる石むらがり上る雲とみちくるは、灰と砂との炎の風に吹やらるゝなり、されば空は焼がごとくかゞやきながら、闇の世界と灰とにふたがれて、七日と明くるもしられず、かの嶽の奥に、萬座山といふあり、其山の土も石も、火をふるればもゆるとて、常に火をいたくいましむなるに、もえたつ石もれ落て、此山たゞ炎の山となる、此山中に廣き沼あり、そこよりやわきのぼりけん、雲のむらがりおこらんやうに、熱の泥わきあがり、山あひなる吾妻川といふ谷川に崩れ落、東へはしりて利根川に下る、高さ三丈ばかりも有べし、北へ南へと高潮なごいふらんやうに溢れわたるほどに、河上より下なる五料といふまで、道は廿里あまりがほど、村郷四十ばかりひたおしにおこながしたり、枝の流なる矢川といふあたりよりも、ねちの泥わき

あがり、そこなる空の關、天神山なども、跡なくつきやられたり、しかあふるゝ中に、大なる山の木ども、いかめしき家倉、なべての藁屋なども、ゆるゝゆくに、人むらがり附たるながらくつがへり、上に下にと打あひ摧け、萬の器どもも、ひとつ炎となる、おもふに此泥硫黄なるべし、すぐよかなるものゝ、まれに高きかたに逃行も、積る灰に足をぬきかね、たゞよひ、いかり狂ふ獸にくひかなぐられ、あるはうゑつかれてたふるゝも多かりけらし、西は醒井、沓掛、輕井澤、追分なごわたり、ねちの泥は及ばねども、おちくる石の火に、みな炎の塵と消ぬ、おほよそ此廿里ばかりがめぐり、山のごろく、水のごよむ、もゆる石の空にうちあふ、人のさけぶ、牛馬山獸のをめき吠る、さる折に雷さへなりわたり落かくる、こは天地の心を合せて、いまや此世つくすらんと、心たましひは、風のまへの煙をやあらそふらん、かくのみわなきたりしが、やゝものゝひゞきしめりゆき、初てそらをそらと見出せしは、九日の夕つかたなるべし、さてみれば、家は土の底にや陥りつらんとおごろくは、いりもみせし砂の灰に埋れしなり、此灰に毛まじりて、越後加能の方より、みちの口奥かけてふりけるとぞ、信濃上野のあひだは、流るゝ水の外は、物ごと灰かつがぬものなし、いでや利根川を流るゝ

人の、此ものゝから三日ほどは、いや重りにかさなりくるに、東の一の大川なるも、所々にせかれて、北へ南へあふれめぐりたるに、たゞよはされし里人おほかり、かのからごもをどめよと、上よりやおきて給へりけん、こゝかこに人あまた来て引あぐるに、赤うふくれたぐれ、あるは皮のはがれたる、頭ひしげ、骨あらはれたる、手足もがれたる、老をおひすくめたる、ちごいだける、男か女かどだに見しるべくもあらぬを、積て肉の堤をなせり、日たつまゝに、何ごともたいらぎゆき、國の守、村郷の主よりおきて給ひ、幾千の人の勞をつみて、野山にもやゝ道あらはれ、逃散し人も立かへり、はかなげの宮も、所々に造り出すばかりになりぬ、ほろびし人ははかりがたし、いくらにもあれ、萬をもてかぞふべしとぞいふめる、いでや靜に動かぬこそ、あらがねの地の心なれど、かくことなれるとゞろきに、いくたりの人をそこなひ、田をくつがへすわざはひも、ためしなきにあらす、近き年、薩摩の櫻島とか出湯ある所も、同じさまの變に、國の數にもかぞふばかりの大島、跡なく海なかにもゑうせぬときく、此岳のむかしの變も、つぶさにしるせるふみあらば、おのづから聞傳へて、のがるゝ人も有べきを、(三代實錄)古きふみに、淺間の岳もえ上り、砂礫をふらせることしるせるは、聖の筆のまねび

にて、人多くそこなはれたればこそ、書とゞめられけめ、されど深き心しらでは、たゞ山のもゑけるとのみ見過してやみぬべし、天のなすわざはひはさくべしとの、聖のさとしをおもふには、天變にも地妖にも、命をうしなふはものうし、なはじとかうつらひ、よもきやはとおこたるに、にげ後るゝがおほかれれば、大かたはみづからとる災なりかし、こたび熱のどろわき出しは、其あたりの山に草津の湯あり、其處はさてたゞりなこそぞおもふに、こゝにかよふ火脉も、淺間に上る火の勢ひにひき合され、常の道かへて、かの嶽にさそはれ上りしなるべし、すべてはげしき出湯ある所、はた煙の常にくゆるあたりは、さる變なかるべきにあらす、何のしるしなき中神にさへ、方たがへといふ事なるを、廿日ばかりのこなたより鳴出たるは、さるべきさとしなれば、むかしのかゝりしさまをしらんには、誰か居ながら、災をまつべき、さるはこたびの變しるせる人、いづこにもあるべかれど、あるがうへにも猶あらんには、稀にも久しき世に残りて、災避るじるべにもとおもふまゝに、きゝ集めしかたはしを記しおくになん、かの爆々震電、不寧不令、百川沸騰、山家萃崩、なごいへる詩を見ては、末の世の人も懲ぬべうやおもふのみ、



〔信州淺間嶽焚崩紀事〕

天明三年卯の水無月末の九日、小さめ降ておやみたれど、きりこめたるやうにて、打ちるは何やらんと、硯のふた扇などうけてみれば灰なり、やがて草木の葉にかゝりて霜のおきたるがごとし、信濃の淺間がだけでもゆるといひのこする、さあることは、伊勢物語にもいひおき、今はたたまきかにもあることなれば、人も見なれておごろかず、文月二日また降りいでつ、こたびは薄雪のごとく、さわたる月夜のごとく、かゝることはとよとこのこるしなりと、ことぐさにいふめを舌おし、おふやけのいみ給ふことなりなんといふ人もあれど、さしあたりさわるることなければ、いとふ心遣ふ人もなし、はた五日のむま過る比、また鳴出て、いた戸よふすまよひらきたれば、またもや灰のふるらむと見るに、いかめじき雲の一むら立おほひて、乾のかたへなびきたるまでにてことなし、日暮にけり、夜も明て六日の朝まだきおきいで見れば、庭もまがきも白妙に、草木みな花咲たるごとく、雪の朝のけしきに、いとめづらかなる詠なり、おとくきむまや道なれば、家々より出てかき寄、たれに(るカ)入、箱にもりて運び入る、ことしは三伏も時ならず涼しかりしに、このまゝにて日和つゞきなば、稻葉よく茂りなんといふ程に、すへの半ば

過るころ、また鳴出る、こたびはいつく、よりもはげし、立出で見れば、子午ははれわたり、戌より辰へ黒雲棚引、先目のはてもなし、けぶりの引かたはいづこまでか降らん、遠近人のみやばとがめんよみしは、かくおそろしき雲にはあ(符カ)らじと、おもひにもゆるけぶりのたちのぼるほどにぞありけらしなごいふうちに、雲ひろごりて、黄昏過るころ、さらさらと降出したるは、夕立にやとおもふに、さはなくて砂降ことおびたごし、空はうば玉のやみの中より、稻妻ひらめき渡る、こはけしからずといふ程(そあれ、いかづちおごろく)、鳴はためき、淺間がたけよりもへあがるほのふは、柳櫻の散かゝるがごとし、夜もすがら砂降、いかづち鳴やまず、寐もやらでおきあかして七日になりぬ、つとめて見れば、さきの夜降りたるよりは、あらし白砂たかくつもりて、板やの石も見えぬ許りに埋りたり、行來のさはりなればとて、かきあつめたれば、かゞく(あ)に時ならぬ雪の山作り出せり、こゝらのまわひに、かくやうのことまた傳へず、寶永不二のやけたるも、かくや有なん、されどさかひはるかにへだてつれば、このあたりにはかゝることもありとも聞ず、人々うちよりて唯あやうしといふうちに、午の半過るころ、俄に日暮にけり、空は墨を摺たるやうなるが中より、いとながき稻づまご

ものかずひらめき、はたたがみ鳴渡り、かじらのうへに落かかるごとく、土のそこへひゞきて、上下にて鳴合たり、山はいよ／＼鳴ごよみ、こんごうし、板戸ふすまはひゞき通ひて、はづる／＼許鳴渡る、風もふきぬ(カカ)に、得もいはずなまぐさき香のとき／＼して、鬼や出来らむとおちおの／＼きくれまごひて、物もおぼへず、世ははや盡ぬるにやと思へど、せんすべなく唯うつぶしたり、闇路をたごるごとく、何のあやめも見えわかず、ともし火照してあつまり居る、たま／＼大路行人は、松燈して行通ふさまとこやみの夜となりにけり、や／＼神鳴音も遠くなるやうなれば、かじらもたげて見れば、南のさうじに移りたる空の色は、紅のごとく見ゆ、こはいかに、此上に又氷ならぬ誠の火の雨もや降つらむと、いきたる心地もせず、とかくするうち、あかき色少(カカ)つきめて見れば、いまだ時は申の半にぞ有ける、あやしく鬼のまごはず也と、あきれながめやれば、空は薄色にさばみて、雪の降べき色なすに、鳴かみたへず(えるカ)、まもなく雨は一雫もおちず、唯砂のみ降にける、笠にあたる音、あられのとばしるごとく、さきのよりは、大きやうなるまじれり、いつまでかくてあらん、かゝるあやしき空のたつときは、よそ人おひやることありとて、七旬許なる伊勢の御被、なをやかなる松明に、まごひやうの

物かつぎいで、なにくれの鳴ひゞくものはやしたて、鬼をしばら(カカ)にあさま山の火たき姥とらむといふ聲、かまびすし、おのがしぢ耳ふさぎ、目おふひながら、ひかりにもおちず、夜ひとよ叫の／＼しりありくに、神もまげじと鳴ひゞき、砂は猶々あら／＼しく降くらす、げに今宵は星の逢夜なれど、およびもかけず、唯おそろしくして、手をつくりひたひにあて、神佛たすけ給へと經よみねぶりして、明るを待ち、かろふして八日に成ぬ、つとめてみれば、先のまたあら／＼しく砂の黒くさばみたるが、高やかに降つみたり、板びさした(るカ)りみおち、むづかしき住居は、いくつともなく柱をれ、壁しろはなれて、梁の下よりかろうじてはひ出る人もあり、是におそれず、やけむねへあがりて、降つもりたる砂をかきおとす、笠にあたる音のなきは、雨になりけりと見れば、大路行人の、みのもかさままくろになりたるは、あやしとよく見れば、ひぢりこの降なり、屋にのぼりたる人も、みな／＼小田の代かきたるさまして、にげ下りぬ、いづこかはや泥の海になりたるらむと、おちおの／＼と許有てなやみにけり、扱(ひ)はらい落せし砂は、軒端にひとしく成て、いづちへかきやらんかたもなければ、其儘大路にひきならし、行かふ人の足のひら、み上るばかりになりぬ、其日もくれて、此ほご夜のめ

もあわせねば、人々疲れていとく、いねたり、明て九日になりては、やく心もおちいぬ、されど空は雲もなし、かせもなく臙々としてかげも見えず、きのふ残りたるやねのまさごをかきはらひなごするに、いとしろくつゆめきたる毛の四五寸ばかりなる、或は尺にあまりたるが、降來て、人毎にひろふ其日、鳴神のひまをもとめて、前橋といふ所へ行たるもの、逃歸りて息もしあへず、おそろしきことのかぎりを見つるかなと語、所にて常さへ水のそこふかくして藍より青し、岸打波もくだけ散程なれば、少しのかせにも舟を出さず、高き所に關をすへて是を守る、行かゝりたるもの、とく舟に乗んとする時、むかうの關より笠をあげて水上をさかじおし、何事ぞやと見やれば、川の上二尋ばかり高く山のやうにうねりて、いと大きやかなるおろち、かしらならべて押來る、跡見ず逃のびて、やうく高き所になりてみれば、大蛇にあらで大木の根ながらぬけて流しにや、水は硯の海の色して、三尋許なり、火石黒煙うづまひて行中に、かすかに人の聲の、今をかぎりとなきさけびて、波のうへに聞ゆるもあり、犬の聲、牛と馬とのおめきて行も聞ゆ、あるは家のむねに乗りながら流れて、たちまち水の底に沈にや、かなしき聲ごもして消はてたる、おそこおふなのかすしらす、家のかすは

軒を盡して流行、俄に出たる水なれば、ゆくりなくはたを織臺に乗ながら、腰に緋をゆひつけたるまゝにながれ行、若き女の、脊に子をおほひ、前にいだきて、屋の上にあたつ、なふ此子たすけ給へと、聲のかぎりさけべごも、舟なければせんすべなし、少し岸近くよるとき、さで網といふ物を差出す、いだきたる子をその中へなげ入て、女は手を合せておがみけり、その母をもたすけん、流にそひあゆみ行に、火石ながれて押かゝるに、家共に波の底におろしこしづめられ、次第に泥押來り、川も岡もひとつになり、矢をいるらんごとき早瀬の水、少し靜にたゝへたり、坤軸といふものくだけて、世界一度に泥海になるときぬらん、氣もたまじぬもきへはて、腰ぬけ立もあがらず、さばかりおそろしく中(まか)に、若き男の、老たる母と、おさなき子をふたりつれたるが、子をすて、母をおくひ、川中へ行時、母聲をあげて、我を捨て子供を助けよとなきさけぶ、折しも長櫃ひつながれて來る、母をひつものうへにのせ、波を踏て走り來る、近く成ば、岸のうへになげ上て、母の跡をしたひさか手打て行(切カ)いきおひめ(ほカ)さまし、その心ざしのあやか通じけん、かろうじて追付、母も助けり、是を見るに少しいきたる心地してたち上る、又若き女、おさなき子を(えカ)いだし、うきぬ沈みぬ流れ來て、きこ近くみへて川へ打す

て、女ははひ上り、こへをかぎりになきふしけり、

身にまさる、ものなりけん、みどり子は、

やらんかたなく、かなしけれども、

(をカ)

とは、かゝることおやと哀はかなきかず、は、めもあてられぬ有さまと聞に、涙もどまらず、この國にかゝる水の出ることいづこならむ、草津のしらねといふ山の、ぬけたるなごいふうちに、ひと日、二日も過ぬ、河原湯といふ所へ行たる人の歸り來りて、ふしぎにも命助かりて、こゝまで歸りきぬ、語るとも人の誠と思ひ玉はじ、水にて家の焼たることは、むかしよりいまだ聞侍らず、そは、淺間山、水無月末より時々焼たるに、子の方より焼ぬけて、震動すること、かすのいかづちむれて落たるごとく、大ひなる火石、二十三十とびあがり、貳尋三尋上りておち下りぬ、飛上りて中にて打あひて、くだけ散るゝ、五尋七尋の火石、飛出るとひとしく、硫黄流れ出でおし出し、山川草木もそのまゝにごうようして流る、其中に火石もへ上り、七尋八尋の大木に火移りて、あめをこがし地を動して焼ひろがり、おし行道のむら里家居草木、みなやけうせぬ、泥の高さ七八尋、岡のうへ五六尋、川邊は貳尋三尋餘有とかや、泥にうづもれ、火にやかれ、水におぼれて死するもの、此あたりに失たる人、幾千萬ならん、牛

(エカ)

馬も泥の中より頭許さし出し、死ざるものもまれにはあれども、助ることかなはず、水ならねば舟ゆかず、泥ふかければ人行ことかなはず、たま〜淺き所有ても、火石の煙りやまざれば、あつくして足を入ることならず、焦熱大熱の苦しみも、かくやと見ゆ、此折しも小笠原相摸の君、御國もとへおはします、うす日峠のふもと松田のむまやにやごり給ふ、其あくる日、牧野遠江の君ときこへし御方も、道に行かゞり給ひて、一むまやへだてゝ、安中といふむまやにやごり給ふ、さらぬだにけはしきうす井の坂、砂石降うづみて、人の行來も絶たれば、こゝに六日ぞとごまり給ふ、人々して石砂をはらひ、道作り給へども、駒のひづめもたゞざれば、かちよりはこべ給ふ、あやしのじづもかやはぬ道を、さるやんごとなき御方の、踏なれ給はぬ山坂を、いかに物うくおぼしけん、むかしは木曾の峠を危きことのとへにて、命をからん、驚かつらと云けるに、治まる世の御恵に、今はた道行人も、さはりなく、こたび淺間の焼出て、しばしうす井の道たへ

(シカ)

(エカ)

ぬ、往古日本武尊、この道をふみ初給ひしより、かゝるためしはあらざるべし、此處さへかう〜なれば、まして坂本、輕井澤、追分のみまや、石ふること、ぼんをかたむけてうつつするが如し、半ばは焼うせ、残る家居も屋根をうちぬき、内に

(ふカ)

石つもる程なれば、親をよび、子を尋、命をばかりに逃ちりて、人なき里と成にけり、廣野は草の色もなく、鶉の床もやけうせて、きどすの妻もかくれふす、臥猪の床もあれ行ば、犬狼は里へ出、行かふ人をあやめるときくに、身の毛もいよ立ぬ、木工橋といへるは、高きこと川より三尋なるが、橋の上に乗水して三尋とかや、さばかりおろひなる水のいきほひ、あめをかたし、土にあふれ、關所をはじめ其筋の村里は、悉しく推ながし、桑田變じて海となる、こは山つなみといふより、俄に押出たるなりとかや、烏川も水まして、柳瀬の渡りもたへ、戸根川の末まで泥にうづみてたゆれば、水はわかれてひくきにつきて下る、田畑村里へだてなし、國境打こして、本庄のむまやとほふこと三里の間に横切て、中仙道の南をながれ行、すべて此水筋、五科の關も跡かたなし、さのふまでさもゆきしかりし家居も、けふあすか川の瀬とかわるに、川岸々々は澤の入江となりて、高き所にある家々には、あたりの人より集り、三日、四日は物をもくはず、水にかつへぬ、せめていがきといふ物を泥の内にふせて、そのめよりもりたる水をのみ、露の命をさへたれども、風の音すれば、またもや水のますかときもけし、雨の音をきくは、石砂のふるよとたましる飛す、わくらはに水をのがれたる所

あり、知る人尋行て、泥ふかければあたりをふも得ず、あるは大木の梢に上り、二日、三日ゆられたるが、次第に根くつろぎ打たれ、水底に沈もあり、岸の上にはね上られて、はからず命たすかりたるもありとかや、其ほどのこゝ地いかなりけん、二三里四里ながれて、妻子にはなれ、田畑を失ひたれば、いける甲斐なしよと泣もあり、またはたちにもたらぬおさなの、十六里がほごながれ來て、けふにしてたすかりたるも有、大慈大悲の誓ひの綱にすくひ上げ給ふらんとおもふに、波路に行て歸りたるよしもとふとく、そらは日ごとにかき曇り、月日の光りもさやかならん、時々雨降、雪のごとくに灰打ちる、いかなる山なりとも底をつくしてやけぬらむと思ふに、此ほど降つみたる石砂を集め、淺間より高かるべきに、いまだ残り、かく降ことは、こはそもいかなる天變のさとしにや、灰降たる所何十里とも知れず、水の推て行たるこゝちす、まひて泥の入江にあつまりたる人は、こゝにいのちつきぬるにやと、めをとも髪をたち、阿彌陀佛を願奉りて、唯空をのみ見あげてなきも盡ぬるかやと、こゝ國にはかうやうのことありもやさん、この日のもとの内にして、かかるためしはみもつたへず、ふじぎと云ふも愚なり、いまだため奉らねど、初春の御はぎ、もろこしまでもひとこ

震災豫防調査報告第四十六號

甲

くといわひこめさふらふ、いよ／＼ますます／＼たいらかに、千代よろづよも色かへぬ、松の常盤のみどりそふ若年、御かさねさせ給ふぞ、限りなふめでたき、さるは過し文月、信濃なる淺間山もへい(えカ)で、此あたりさはがしかりしに、うつ／＼ころもあらで、そこはかどなくかきすてしままのもくすを、いかなる波の打よせて、きよきみぎわの見るめにまじりけん、序をおんじるし給ひぬる、いと／＼かたじけなき、高き山ふかき海ともはかり知られぬおん言の葉の、おろかなる心にくみわくべきことにあらねば、其道に心ざす人々にもみせさふらへば、い／＼かなひたる、めに見おごろき、聞おごろきて、いかにみがきたる玉のひかりなるらむ、この世の人の言葉ともおぼえず、大ひさの身をわけたるか、はた大空のほしのくだりて、やみのうつ／＼の人心をてらすとて、此あたりまでひみすらん、こと國に名だてるいにしへ人もぞあらば、つめくふべきことにやと、めでくつがへるほどに、あやしのしばぶる人も、はらく／＼聞てなにとわきまふべきことならねど、いみじきこととおぼえ、てつぎい／＼つぐほどに、このごろのこと草となりて、あなたこなたともて渡し、かみもそこねるばかり見はやしさふらふ、そのおんいやもどく奉らんと思ひながら、御らんのあく筆はぢ入て、ひと日／＼

こなをざりに打過ぬるむくろ、つみのがれがたく、せめてかしこまりをだにと消息もて、きこへあげ奉る、あなかしこ、

睦月神乃日

一紅

清釣君のもとへ奉る、

むめが香を、ふき行はてや、三日の月、

おもふこと、人にかゝせて、ほしのころ、

逢ふことは、一夜のふしも、夏がりの、

玉江のあしに、おもひみだるゝ、

〔牧野八郎右衛門書狀〕○淺間山燒ノ圖ヲ附載シタレド、ツハ略セリ、

信州小諸之城主牧野遠江守家老牧野八郎右衛門、江

戸知音勝野六太夫江返書之寫、

此度淺間山大燒に而、江戸表も砂降候由に而、安否御尋之所存(被下忝カ)

候、當領之儀は別條無之候間、御安氣可被下候、誠前代未聞

の大變、九拾歳餘に相成候老人三四人、家中に有之候得共、

承傳不申候由申候、尤古今燒山の名山に而、常々は煙立登り

候迄の儀、寶曆二申年八月、大燒いたし候へ共、煙立登候中

に、少々火の手見へ鳴動いたし候迄の事にて御座候、今度も

五月廿六日、申年の燒の如く度々燒候得共、砂降候事も無

之候處、七月六日晝頃、鳴動強く燒出、震動雷電強き事、晝

夜の無差別、六日夜中も家族共臥り候へ共、兎角鳴動強く候

故起出、山々焼候を見物いたし居候事に御座候、七夕は拙者  
 杯も致登城の間、朝五半に罷出候間、夜明前に食事いたし、  
 早朝に罷出候處、鳴動強く候故、禮仕廻罷歸候處、其内山近  
 所の村方迓退候沙汰有之、内々彌鳴動強く、山は火花をちら  
 し、火勢の音は大風之如くにて、たとへべき様も無之、次第  
 に近寄候様子故、家族共は食事も給兼罷在候、七日の夜中は  
 彌強く、八日の朝の内は、都而家々鳴音にて、物音も聞不申、  
 戸障子響鳴動強に隨ひ鳴渡候事、言語同斷に御座候、城々罷  
 出候へば、彌鳴動強く御座候、乍去古來より淺間山の煙り東  
 南へ靡き候事無之候、此方城内城下都而領分、淺間山西南に  
 當候故、安心仕罷出候、煙り立登り候事は、虚空何千丈と可  
 申哉、天々届き候様に相見へ、夫々東北の方へ吹倒、雷光夥  
 しく黒雲の如く相成、砂石降候音、震動の音、ごうくと鳴  
 り候内より、百貫目の筒を打出候音の如くとも可申哉、どん  
 どんと鳴出申候節は、何國迄も響可申候、其度に大地も震動  
 いたし、石砂は此間へは降不申、碓氷峠より上州江は一面に  
 石砂降、八日晝時頃、鳴動火勢甚敷相成申候處、山の裏の方  
 々北上州の方々別段煙立鳴動いたし候、然處に山の燒段々  
 靜に成申候故、不思議に存候處、其節山の中遠く火石硫黄を  
 押出し、川と申へ押入、川水湯と成、右の川へ湛へ、一度に押

出、北上州の内拾八ヶ村、無跡形も押流し、利根川へ押出、川  
 中、硫黄火石共、火勢強く燃ながら流候由、又輕井澤の驛、  
 半分流失、半分押潰し、砂の高さ五六尺々七八尺も積り、家  
 根へ上り候事、相成不申候、今以壹人も住居不申候、死人も  
 夥敷有之由、峠々松井田、坂本、安中御城下迄、五六尺砂降  
 積、高崎邊も貳尺程降候由、此間家中の者、右の邊に逗留いた  
 し、大難儀にて漸廻り道いたし相歸候而物語いたし候、田畑  
 共に上州三拾里四方は、皆砂の下に埋り、四五年にては、元  
 の田畑には返り申間敷と申候、今以右の宿通、步行立許にて  
 馬杯の通路は無之候、小諸々追分の宿、沓掛の宿、南輕井澤  
 の宿御座候處、わづかの事にて、追分、沓掛は鳴動夥敷、家鳴  
 り以の外強、人々迓退候、四五日過候而人々立歸、當時宿相  
 立申候、夫々三里半下、城下小諸に而は左程に無之、今かく  
 と申迄にて、迓も不致罷在候、右三日三夜、上州は晝夜のわ  
 ちかなく、行燈をとぼし候由、小諸は甚晴天に而、燒候氣色  
 を目前に見申候、其節山々燒候様子、ざつと繪圖にいたし遣  
 候間、御一覽可被成候、右繪圖面赤く候は、山燒々散候而硫  
 黄の火飛候に而御座候、三里半隔候而、大さ五六尺位に見候  
 石は、山にては定而六七間も有之石と被存候、今以不斷燒上  
 り、時によりごうくと鳴候儀も御座候、東風にて東へ煙靡

き申候、何様左様も無御座候はゞ、古來此所城をば築き申間敷哉と申義に御座候、思召より早速御尋被下、忝存候、急使亂筆、宜御覽可被下候、以上、

七月廿一日

牧野八郎右衛門

勝野六太夫様

〔武江年表〕

天明三年癸卯、信州淺間山火坑大に燒、江戸にては七月六日夕七時半時より、西北の方鳴動し、翌七日猶甚し、天闇く夜の如く、六日の夜より、關東筋も灰を降らす事夥し、竹木の枝、積雪の如し、八日にいたり、快晴と成る、

淺間山燒出せしは、春の頃より始り、常に倍しけるが、別て強く燒出したるは、六月廿九日の頃にして、望月宿の邊より見るに、煙立雲の如く、空一面に覆ひ、炎は稻光の様に見えるて恐しかりしが、七月四日頃より、毎日雷の如く山鳴り、次第に強く、六日夕方より青色の灰降、夜中より翌七日の朝大に降、鳴る音強く、晝過になり、掛目廿夕より四十夕位迄の輕石の如き小石降り、更に歩行ならず、七時頃より灰降出し、暫時闇夜の如く、人顔も見え分らず、内にては火を燈し、さがたき用事あれば、米俵をいくつもかさねて、頭にかぶり、往來せり、然るに二時許り過て、空晴るゝと見えしが、又

淺間のかたに、空へ火の玉飛上り、暫らくありて、小石降り、鳴音強く、戸障子はづれ、夜寐る事あたはず、雷強く鳴り、安ン中は三四ヶ所へ落る、空へ向ひて鐵炮を放ち、太鼓を打て雷除をなす、八日朝四時、闇夜の如く、夫より少し晴、往來も見えし、藤岡邊にては灰八九寸位積り、高崎邊一尺四五寸、富岡邊同斷、吉井邊にて一坪の所量りしに、二石あり、淺間近きに隨ひ、大石降、砂も多し、松井田にて三尺許り、輕井澤、沓掛、追分、板鼻の邊迄、二かゝへ許の石降り、人家を潰したり、故に人思ひくゝに家を捨て退き、遠くのがれて、命を全ふせしもあり、小田井、大笹の邊は、猪、熊など出で、人馬をくらへり、獵師鐵炮にて追退く、七日夕、吾妻邊の山より大蛇も出たり、又九日巳の時、利根川の上吾妻川、一時ばかりに水少しに成しが、暫時泥水山の如く押懸、人家跡形なく中瀬八丁河岸の邊りへ、樹木家屋人馬の死骸、流れ寄る事夥しく、其外の川々、燒石打込、水は熱湯の如く、上州一國の民も、二三日晝夜途方にくれ、信州より武州熊谷邊迄、遠近達あれども、四五年の間、作物ならず、此間の難にふれて死するもの、凡三萬五千餘人といふ、小田井宿は、格別の障なし、西風強くして、追分宿々へ吹懸し事といへり、昔天治元年七月にも、かくの如き事ありし由、中右記に見へたり、又元



祿十六年十二月にも、此山焼たれども、此年の如くにはあらざりしにや、

江戸にても、硫黄の香ある川水、中川より行徳へ通じ、伊豆の海邊迄、悉く濁る、依て芝浦、築地、鐵炮洲の邊にては、今にも津浪起るとて、大に騒動し、佃島の男女まで、残らず雜具を運びて、陸地に居る事、凡二日なり、

(温故年表)

天明三年卯 六月廿八日ヨリ七月八日迄、信州淺間ヶ嶽焼ル、大石小石飛、如三雨霰降、往來止ム、

七月四日辰ノ刻、佐久郡金沼村ヨリ追分方へ一里半、横幅廿八町餘、雷鳴黒煙立、大地へ落入ル、火炎焼上ル、飛三大石、家員百七十五軒、男女共ニ地中ニ入ル、吾妻郡ノ内長野原村、坪井村、大戸村、中ノ原伊勢町、木城、青山、群馬郡ノ内姥島、筥島、南松、北松、中村、半田村、漆原、河原、島、田口、關根、關、都合十八ヶ村、不レ殘落ニ入ル大地、死亡不レ知ニ其員、淺間ヶ嶽大ニ震動燒砂夥降、如三熱雨、同五日夜中降積一丈餘、同七日ノ晝如レ闇、同八日巳ノ刻迄降ル、同日ノ未ノ刻、利根川ノ水如レ泥、熱湯流テ水面火炎立ツ、兩岸ノ村悉ク流失ス、輕井澤ノ宿不レ殘燒失ス、沓掛、追分、岩村田ノ宿、碓氷峠ヨリ東坂本、松井田、安中、板鼻等、大ニ破損ス、

〔天明日記〕  
三年八月十五日、

御勘定吟味役

根岸九郎左衛門

右者、信州淺間山燒等ニ付、村々難澁之場所、起返之儀ニ付、目論見御用被仰付旨、於御右筆部屋縁願、出羽守申渡之、石見守侍坐、  
廿五日、

御勘定吟味役

根岸九郎左衛門

金五枚羽織  
時服ニ羽織  
右信州淺間山燒等ニテ、村々難澁之場所、起返シ等之儀ニ付、目論見見分爲御用罷越候付被下旨、於芙蓉之間、老中列坐、大和守申渡之、

御勘定組頭

豐田金右衛門

同吟味方改役

田口五郎左衛門

金貳枚羽織  
時服ニ羽織

御勘定

野口文藏

同吟味方改役並

篠山十兵衛

支配勘定

中村丈右衛門

栗原禮助

萩野伴右衛門

橋爪領助

右同斷ニ付被下旨、於御右筆部屋縁願、出羽守申渡之、酒井石見守侍坐、  
十月廿九日、

御勘定奉行

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

右者、信州淺間山燒、砂降、并泥押入候村々、御普請御用掛り被仰付旨、於芙蓉之間、老中列座、主殿頭申渡之、

十一月四日、

松本伊豆守

御代官

金貳枚  
時服貳羽織

遠藤兵右衛門

御勘定吟味方改役

金貳枚  
時服貳

羽倉權九郎

同

古川五郎兵衛

御勘定

櫻井徳右衛門

川勝多四郎

飯塚安左衛門

同斷ツ、

篠田五郎左衛門

久保田進十郎

吉岡金次郎

同吟味方改役並

三宅源兵衛

金廿兩

右信州淺間山燒、砂降り、并泥押入候村々、御普請爲御用被遣候付被下旨、於御右筆部屋縁、出羽守申渡之、酒井石見守侍坐、

〔天明年録〕

三年十一月四日、

丹後守殿、御目付江、

此度上州信州邊、村々百姓共騒立候儀ニ付、以後都テ在方取締之儀、御料所之分、銘々支配御代官へ、別紙之通申渡候様、御勘定奉行江申渡候間、上野、下野、武藏、信濃、常州、右五ヶ國ニ領分知行有之分ハ、私領ニテモ右ニ准シ、取

扱可申候、

右之趣、向々江可被相違候、尤西丸御目付へモ可有通違候、

十一月

御勘定奉行江申渡書付、

在方ニ於テ何事ニ不依、徒黨ノ儀申勸、不相加者共、居宅焼拂、又ハ可打壞杯ト威シ、張札等致候儀有之候ハ、其村者不及申、最寄村々百姓共申合、右之場所江罷越、徒黨之内頭取、并重立候者ト見請候分ハ勿論、タトヘバ此家火ヲ掛可申トカ、打壞トカ申出候者ヲ擲取候様致、若手ニ難及候ハ、住所名前等聞糺、他支配他村、御料、私領等ノ無差別相認、支配御代官所、又ハ支配違之御代官所ニ成トモ、最寄次第、差遣ベク候、萬一捕違、名差違等有之候テモ不苦、尤徒黨之者共、仇ヲ不致様、取計遣シ、相應之御褒美被下候、萬一遺恨ヲ以、科ナキモノ名前ヲ申立候丁有之候ニ於テハ、吟味ノ上、可被行重科候間、村々心得違無之、急度相守、兼テ心掛ケ候様、支配所限村々小前ノモノ迄、不洩様申渡、請書印形取置、村役人其外小前之者共迄、銘々ノ住居へ、右ノ書付張置候様、可被申渡候、

九日、

主殿頭殿、

御目付江、

都而、在方取締方之儀ニ付、先達而相違候、上野、下野、武藏、信濃、常陸五ヶ國之外、國々御領之分、銘々支配御代官江、別紙之通申渡候様、御勘定奉行江申渡候間、右五ヶ國之外、領分知行有之面々、私領ニテモ、右ニ准、取扱可申候、右之趣、面々江可相違候、尤西丸御目付へモ可有進違候、

十一月

右同斷、

御勘定奉行へ申渡書付、

在方におひて、何事によらず、徒黨之儀申勸候者有之候ハ、其時には不及申、最寄村々百姓共申合せ、右之場所へ罷越、徒黨之内頭取、并重立候者共を見立、擲取候様いたし、若手に難及候ハ、住所之名前等聞糺し、他支配、他村、御料、私領等之無差別相認、支配御代官所、又ハ支配違之御代官所成とも、

最寄次第、可差出候、萬一捕違、名差違等有之候而も、不苦候、尤徒黨者とも仇を不致様、取計ひ遣し、相應之御褒美可被下候、萬一遺恨を以、科なきものも名前を申立る事有之候におおては、吟味之上、可被行重科候間、村々心得違無之、愈度相守、兼而心懸候様、支配所限、村々小前之者迄、不洩様申渡、請書印形取置、村役人其外小前之もの共まで、銘々居宅へ、右之書付張置候様可申渡候、

出羽守殿、

御目付江、

武州、上州、信州村々、當七月中、淺間山焼にて、田畑泥入、并石砂降候場所取片付候儀、私領分は其領主地頭可申付儀は勿論之事に候、併一統之難儀之趣に付、此度堤川除之外、私領内郷用悪水路道橋等も、御普請被成下、其土地難儀之輕重に隨ひ、村々組合せ、右御普請、村請に致し、御料一同、當時農業の手透之時節、御救之爲、仕立方被仰付候旨、右條○を以、田畑起返等出精可致旨、銘々領分知行村々、可被申渡候、

卯十一月

右之趣、別紙名前の面々江、可被相觸候、尤西丸御目付へも可有通達候、

別紙觸書之分、可相達名前の分、

御小性組番頭

水上美濃守

新番頭

天野阿波守

西丸新番頭

堀 數馬

火消役

松平内藏允

坪内式部

阿部大學

中奥御小性

藤堂肥後守

儒者

土屋備前守

林 内記

西丸御廣敷御用人

有田與九郎

御先手

長田甚左衛門

大岡忠四郎

安部平吉

市岡左太夫

前田半左衛門

松波平右衛門

三上與九郎

西丸御先手

寛 新太郎

同 御目付

小出兵庫

内藤伊藏

横田源太郎

御使番

小笠原三右衛門

井戸新右衛門

小栗大學

朝比奈左近

御書院番水野河内守與頭

安部又四郎

御徒頭

石谷一右衛門

震災豫防調查報告第四十六號

甲

佐久間小膳  
 神尾八兵衛  
 菅沼新三郎  
 新井瀨兵衛  
 西丸御徒頭  
 桑山内匠  
 二丸御留守居  
 河野源左衛門  
 朝比奈織部  
 御鷹匠頭  
 戸田五助  
 中川御番  
 大久保彦兵衛  
 火事場見廻り  
 米倉水之助  
 彦坂九兵衛  
 寄合  
 本多勝三郎  
 戸田中務  
 中根日向守  
 酒井仲五郎  
 大森織部  
 有馬采女  
 松平八十郎  
 脇坂主計  
 中山主馬  
 齋藤次右衛門  
 牛込忠左衛門

長谷川藤右衛門  
 新御番永見伊豫守組與頭  
 横地半助  
 御小性組白須甲斐守組  
 田付又四郎  
 美濃部十郎左衛門  
 深川平十郎  
 戸田數馬  
 水上美濃守組  
 海内五六左衛門  
 奥山藤十郎  
 天野三郎兵衛  
 石丸定之進  
 下曾根源六郎  
 小笠原上總介組  
 曲淵左大夫  
 松平志摩守組  
 大久保長十郎  
 仙石壹岐守組  
 安部圖書  
 寛平三郎  
 梶川與密兵衛  
 土屋甚四郎  
 進喜太郎  
 山田五郎作  
 中根半平  
 曲淵市左衛門  
 水野左近

震災豫防調查報告第四十六號

甲

彦根五郎左衛門  
上田長門守組

松前隼人

平井斧右衛門

花房仙太郎

川田吉左衛門

西丸御小性組大島肥前守組

木下直次郎

大久保三太夫

酒井紀伊守組

夏目九郎左衛門

島津式部少輔組

岡野孫一郎

押田傳左衛門

御書院番朽木和泉守組

渡邊忠五郎

丸毛兵左衛門

松井秀次郎

保樂左源太

水野河内守組

古田大膳

羽田清左衛門

駒井次郎左衛門

小堀河内守組

堀 縫殿

山本大次郎

筒井次左衛門

牧野何十郎

松前藤吉郎  
酒井對馬守組

鳥居三右衛門

松平吉兵衛

高屋左門

田村助九郎

太田駿河守組

高城孫四郎

酒井長十郎

大久保能登守組

鈴木八郎

大久保三郎

長山百助

櫻井庄八郎

佐久間織部

森川下野守組

依田金十郎

弓氣多源七郎

中野左兵衛

大久保支蕃頭組

岡 八郎兵衛

峰屋又兵衛

永瀨市郎左衛門

筒井左膳

細井隼人

西丸御書院番花房因幡守組

河野賴母

水谷伊勢守組

天明三年

震災豫防調査報告第四十六號

甲

大久保市左衛門

新御番飯田能登守組

小栗武右衛門、病氣ト有之、

名面出候處、除去被成候、

杉浦平左衛門

御腰物方

萩原鐵三郎

御納戸

伊藤平次郎

寄合醫師

牧原宗得

御番醫師

數原玄仲

〔千曲眞砂〕

淺間山、此山は當國一の大山也、おもては佐久、小縣兩郡へ跨り、裏は上野國吾妻郡也、本朝に焼る山數多あれ共、かくのごときはなし、年中一日も燒ざる日なし、大燒は三四年に一度有、其時は千雷萬雷のごとく、巨木をぬきて谷に横たへ、大石を飛して空にひるがへる、其煙いく萬仞といふ事なく立のぼり、其煙りくづれ倒るゝ時、半天より亂火を降して、いとすさまじ、煙西へなびきかへるを凶とす、常は東へなびき倒る、其下は燒たる砂石を降す事、盆をくつがへすがごとし、四月八日巳の刻迄に、諸人精進して是に詣す、午の時に及べは、焼出る事有、よつて詣事あたはず、宿を宵に出で、巳の刻に及で下山する也、

同六年二月二十三日丁酉、相摸國箱根山、鳴動シテ地強ク震ヒ、明日ニ涉リ、約百回震ヘリ、

〔武江年表〕

天明六年二月廿三日、相州箱根山鳴動シ、廿四日の頃、地震甚く、兩日、百度許震ひこと云、

大日本地震史料 卷之九 終